

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	高齢受刑者の医療を受ける権利の保障とその手段としての早期釈放制度の積極的運用(三)
<b>Author</b>	安田, 恵美
<b>Citation</b>	大阪市立大学法学雑誌. 61 巻 1-2 号, p.171-230.
<b>Issue Date</b>	2014-12
<b>ISSN</b>	0441-0351
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学法学会
<b>Description</b>	平岡久教授退任惜別記念号
<b>DOI</b>	10.24544/ocu.20180117-031

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

# 高齢受刑者の医療を受ける権利の保障と その手段としての早期釈放制度の積極的運用（三）

安 田 恵 美

## 目 次

はじめに

第一部 フランスにおける医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者に対する早期釈放制度と議論

第一編 議論の前提

——フランスにおける高齢受刑者に対する拘禁的措置回避の合意の形成——

第一章 量刑段階における高齢犯罪者に対する拘禁的措置回避に関する合意の形成の歴史と現状

——明文規定による刑罰減輕から裁判官の裁量による刑罰減輕へ——

第一節 明文規定による高齢犯罪者への拘禁的措置回避の沿革

第二節 裁判所の量刑における高齢有罪者に対する拘禁的措置を回避する運用の現状

第二章 近時の高齢受刑者の増加現象

——性犯罪に対する有罪宣告を受けた高齢受刑者の増加と長期刑受刑者の高齢化——

第一節 近時の高齢有罪宣告者の少なさと高齢受刑者の増加

第二節 性犯罪に対する有罪宣告の増加と長期受刑者の高齢化による高齢受刑者の増加（六〇巻一号）

第二編 高齢受刑者に対する閉鎖施設からの早期釈放制度およびその議論の変遷

第一章 高齢受刑者へ十分かつ適切な医療的・福祉的支援を行うための早期釈放に関する議論の登場とその変遷

——二〇〇二年三月四日法の創設まで——

第一節 高齢受刑者に対する早期釈放制度の必要性の高まりとそれへの実務の対応

第二節 ヨーロッパ人権裁判所二〇〇一年六月七日決定による勧告 (六〇巻二号)

第三節 治療を理由とする刑の執行停止措置の創設

第二章 高齢受刑者に対する早期釈放制度の対象の拡大

——二〇〇九年一月二四日法による重病でない高齢受刑者に対する仮釈放の創設——

第三章 高齢受刑者に対する早期釈放制度における葛藤

——「安全」の視点からの早期釈放への抵抗——

第一節 高齢者に対する早期釈放制度

第二節 高齢受刑者処遇に対する合意と抵抗 (以上、本号)

第二部 日本の問題状況と今後向かうべき方向性

——安全重視から支援重視の高齢受刑者処遇へ——

第一編 「安全」に基礎を置く高齢受刑者に対する早期釈放の消極的適用とその問題性

第一章 現在の高齢受刑者の特徴

第二章 医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者への早期釈放の必要性と現行制度の消極的運用

第二編 高齢受刑者に適切な医療的・福祉的対応を提供するための早期釈放の積極的運用にむけて

第一章 高齢受刑者の早期釈放の積極的運用を支える諸制度および理念

第二章 今後の課題

むすびにかえて

### 第三節 治療を理由とする刑の執行停止措置の創設

尊厳の尊重を核とする高齢受刑者処遇理念を実現するための第一歩として病人の権利に関する二〇〇二年三月四日の法律により「治療を理由とする刑の執行停止」が創設された。これにより、「受刑者」というアイデンティティではなく、「医療的ニーズを有する市民」としてのアイデンティティに基づいて適切かつ十分なケアを求める権利が法的に認められたといえよう。

本項では、二〇〇二年法制定ないし PAPON が釈放された経緯をたどることにより、高齢受刑者処遇において尊厳の尊重に重心を置くことに対してコンセンサスが得られていく過程について示す。

#### 法案の萌芽

「治療を理由とした刑の執行停止」が創設されるまでの議論は、高齢受刑者の尊厳を尊重するための手段に焦点をあてて展開された。

二〇〇〇年に公表された刑事施設における劣悪な拘禁状況に関する調査報告書を受けて、まずは SENAT において高齢受刑者処遇のあり方に関する議論がなされ始めた。この議論は二〇〇〇年十一月三〇日に SENAT へ提出された同院議員 J. J. HYEEST および G. P. CABANEL による「刑事施設における拘禁状況および刑務所における統制に関する法案 Proposition de loi relative aux conditions de détention dans les établissements pénitentiaires et au contrôle général des prisons」に端を発する。二〇〇一年四月一七日に提出された同法案に関する報告書<sup>(20)</sup>は、その背景について以下のような説明をしている。二〇〇〇年の SENAT の報告書により明らかになった刑事施設の劣悪な

説  
 拘禁状況に対しては早急な対応が必要であったが、当時進められていた行刑法の準備作業<sup>(26)</sup>は難航していた。そこで、行刑法よりも小規模な同法案において、本来行刑法で規定すべき項目のうち、特に緊急の対応が必要な項目について対応しようとした<sup>(26)</sup>。同法案三条は当該受刑者に科された刑罰に関わらず「刑罰適用裁判官は『死の危険をもたらす病

論  
 気にかかっていること』あるいは『その健康状態が完全に拘禁の継続と相いれないこと』を異なる二人の医師がそれぞれの所見により明らかにした場合」に刑事訴訟法典七二〇一条が定める「自由」刑の執行停止を命じることができるとした。同本案ではこの三条案について、二〇〇〇年に公表されたSENATの調査報告書は刑事施設の過剰収容が進む中で、高齢受刑者および病人も増加していることを指摘しており、この事態への対応が必要な条文であるとされた<sup>(26)</sup>。そこから、HYESTとCABANELは高齢受刑者への対応のうち、医療的ニーズへの対応が最優先であると考えたものと思われる。

そのように、高齢受刑者への即座の対応が必要であることを認識しながらも、同法案は提出後、審理されない状態が続いた。その中で、二〇〇一年一月一〇日にPAPONがヨーロッパ人権裁判所に訴えを提起したことにより、その状況に変化が生じた<sup>(26)</sup>。

PAPONによるヨーロッパ人権裁判所への訴えの提起を受けて、まず法案委員会により上記法案に関する報告書が作成された。二〇〇一年四月一七日に公表されたこの報告書では、三条が設けられた背景に関して以下のように説明されている<sup>(26)</sup>。当時の刑事訴訟法典七二〇一条は「残刑が一年以下の軽罪禁錮刑にのみ刑の執行停止は適用可能である」と規定していた。この場合、治療命令または、家族関係、職業関係もしくは社会的な理由があることが明らかにされることがその要件とされ、かつ執行停止の期間は三年未満とされていた。同報告書はこの限定が狭すぎると指摘した。その他の刑罰が科された場合あるいは、三年を超える期間の刑の執行停止を求める場合には、大統領の裁量に

委ねられ、かつその手続きの期間が長期にわたる治療のための恩赦が唯一の釈放の手段であった。二〇〇〇年の SENAT の拘禁状況に関する報告書は、治療を要する重大な病人が数多く存在しており、彼らに対する適切な医療的・福祉的ケアを提供することの必要性を指摘した。そうであるにも関わらず、実際には、そのケアを刑事施設内では提供できない状態にあることを問題視した。そこで、同委員会は、ASSEMBLEE NATIONALE の拘禁状況に関する報告書における提案から着想を得て、刑罰適用裁判官に治療を理由とした刑の執行停止を言い渡す権限を与える制度を検討したとされる。

このような背景のもと挿入された同三条は以下の通りである。<sup>(28)</sup>「異なる二人の医師によって当該受刑者が死をもたらしうる重大な病気に罹患していることが証明された場合、および対象者の病気が完全に拘禁の継続と相いれないものであることが明らかにされた場合に、その刑罰に関わらず刑の執行停止を言い渡すことができる」。同法案では、その重大な病気の例としてアルツハイマーを挙げている。アルツハイマーはただちに死の危険をもたらすものではないが、刑事施設内では十分な対応を採ることができない。このような病気に對しても刑の執行停止を言い渡すことができるとした点に注目すべきであろう。

前述の ASSEMBLEE NATIONALE 報告書における提案では「超高齢で要介護状態にある受刑者あるいは死の危険をもたらす病気にかかっている受刑者」に對して、刑罰適用裁判官が恩赦を言い渡すことができる制度を提案していたが、SENAT はより広い範囲の受刑者を対象とし、かつより手厚く手続きが保障される刑罰修正制度を活用することを主張した。同報告書では特に手続き保障について強調されている。すなわち、二〇〇〇年六月一五日の無罪推定法 Loi n° 2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes において、刑の執行停止も仮釈放と同様、刑罰適用裁判官の面前における対審を経て決定がなされることと

説  
 論  
 になった。さらに、その措置に対する刑罰適用裁判官の決定に対しては上訴が可能である。刑の執行停止措置の停止についても、同様の手続きを経て行われる。この手続きを用いることにより、恩赦の欠点を克服することを目指したものである。

さらに、この法案委員会は三条案について以下の点についても言及した。すなわち、制度の適正な運用のために、刑罰適用裁判官が刑の執行停止が認められ、釈放された対象者において、病状の診断を新たに実施することを認める規定をも取り入れるべきである、と。

この報告書を受けて、同二六日に開催された SENAT 全体での同法案に関する第一読会では、元司法相 R. BADIN-TER が修正すべき点を二点指摘した。<sup>(20)</sup> 一点目は、三条案における「異なる二人の医師による所見」との文言を「医師会が作成した所見」に改正すべきというものであった。その根拠について、対象者として重大な病人を想定していることからできるだけ早く対応する必要があるため、および「所見」の客観性公平性の両方を満たすため、と説明した。二点目は、この措置の二つ目の要件である「健康状態が拘禁の継続と完全に totalement 相いれないこと」の箇所につき、「完全に totalement」ではなく、「明らかに manifestement」に変更すべきとしている。これは、すなわち、完全に拘禁の継続が不可能ではないが、しかしながら拘禁を継続することが難しい場合も含むべきであるとの主張である。

これら二点の主張は、法案作成者および司法大臣も同意を示し、採用された。SENAT において二〇〇一年四月二六日に可決された「治療を理由とする刑の執行停止」は以下の通りである。

宣告された刑罰に関わらず、医師会が作成した所見により、当該受刑者が死に危険を及ぼしうる重大な病気に

罹患している、あるいはその健康状態が拘禁の継続と明らかに相いれないことが明らかにされた場合には、刑罰適用裁判官は治療を理由とした刑の執行停止を命じることができる。<sup>(21)</sup>

この三条を含む「刑事施設における拘禁状況および刑務所における統制に関する法案」は SENAT において可決された後、ただちに ASSEMBLÉE NATIONALE に付託された。しかしながら、ASSEMBLÉE NATIONALE では本法案は議題にも挙げられず即廃案とされた。<sup>(22)</sup> 政府はこの法案の中で「治療を理由とする刑の執行停止」に着目し、戦略指針委員会において作成された行刑および行刑公役務に関する法律の草案において上記規定を挿入した。しかし、その草案自体が制定に至らず、<sup>(23)</sup> ここでも「治療を理由とする刑の執行停止」措置の創設は実現しなかった。

これらの挫折にもかかわらず、SENAT はなお医療的ニーズを有する高齢受刑者を釈放する道を模索し続けた。この背景には、二〇〇一年六月七日のヨーロッパ人権裁判所によるフランス政府に対する PAPON の釈放に関する勧告があるように思われる。<sup>(24)</sup> この勧告がなされた後、SENAT は二〇〇一年一月二〇日に「高齢受刑者の釈放」と題された調査報告書 *Les documentation de travail de SENAT* を公表した。同報告書では、高齢であることと健康状態が仮釈放審査における一つの判断要素となり得るかどうかについて、各国の制度をふまえた上での SENAT の見解が示された。二〇〇一年六月七日決定でヨーロッパ人権裁判所が言及している通り、SENAT が求める制度のモデルとなりうる高齢者をただちに仮釈放に付す規定を設けている国がなかったことから、<sup>(25)</sup> SENAT はこの時点では仮釈放とは別の道を探求しようとしたものと思われる。さらに、ここでは、「裁量により決定される恩赦はここでは検討しない」としていることから、SENAT が対象者の釈放措置に関する手続きの上での権利保障をも確保することができる制度を求めていたことがうかがえる。



説 二〇〇二年三月四日法の制定

論

二〇〇一年九月五日、ASSEMBLÉE NATIONALE（以下「病人の権利と保健衛生制度の質に関する法案 Projet de loi relatif aux droits des malades et à la qualité du système de santé」が提出された。ここでは、地域保健衛生制度、保健衛生制度の質の向上、保健衛生上のリスクへの備え、および保健衛生制度の利用者と各保健衛生機関の職員が参加する協議体制の整備に関する規定を設けた法案である。これらは本法案は同法案六条に定める病人における「保健衛生に関する情報へのアクセスと自身の意見を表明する権利」<sup>(26)</sup>の確保を目的としている。

まず保健衛生法典L11101一条は、患者の権利として、その提供が可能なサービスのうち、何人も自身の健康状況に応じた最も適切な保健衛生サービスを受けることができることを明記している。続く同L11101二条は「病人は自身の尊厳を尊重される権利を有する」、同L11101三条につき、「何人も予防医療あるいは治療へのアクセスにつき差別をされてはならない」としている。すなわち、保健衛生法典は医療的・福祉的ニーズを有する者すべてに対して、それぞれが必要としているケアが保障されなくてはならないことを改めて明文化した。

本法案は二〇〇一年一〇月四日に ASSEMBLÉE NATIONALE において可決された後に、SENAT へと付託された。SENAT に同法案が付託された時点では受刑者に関する規定は設けられていなかった。<sup>(27)</sup> SENAT は法案が確認した病人の権利を保障するための措置として、治療を理由とする刑の執行停止に関する規定の挿入を決定した。

SENAT におけるこの法案の第一読会において可決された同法案五条に、SENAT による二〇〇一年四月の法案と同趣旨の規定が設けられた。すなわち、「刑罰適用裁判官および仮釈放に関して地方裁判所が、死の危険をもたらす病気に罹患している者、あるいはその健康状態が拘禁の継続と相いれない者に対して、刑の執行停止を宣告することができる」。しかしながら、同年四月と一〇月の議論の位相は若干異なっていたことに注目しなくてはならない。同

年一〇月の議論状況には、二〇〇一年九月一日に起きたアメリカ同時多発テロの影響が少なからずあった<sup>(26)</sup>。この事件によって、「社会の安全」がより強調されるようになった。その文脈の中で治療を理由とする刑の執行停止はその刑罰に制限を設けていないため、釈放に伴う「危険」をも法案審議の際に懸念され、受刑者の「危険」への対応として、「宣告された自由刑が一〇年未満、あるいは、最初に宣告された刑罰に関わらず、残刑が三年以下の場合」との限定が設けられた。さらに、手続きの迅速化の観点から BADINTER が主張した「医師会が作成した所見」について、本法案では再び「異なる二人の医師」に戻された。さらに、「検察官もこの所見に対して、意見を述べなくてはならない」として、検察官の介入についても文言を付け加えた。また、同年四月の委員会第一読会の際に指摘があったように、「治療の必要性」という観点を強調するために釈放後の刑罰適用裁判官による健康診断受診命令についても規定が設けられた。この命令に従わない、あるいは診断の結果、要件がもはや満たされない状況にあると判断された場合には、刑罰適用裁判官は執行停止措置を終了することができる、とした。

SENAT は法案に治療を理由とした刑の執行停止に関する諸規定を付け加えた上で、二〇〇二年二月六日に可決した。

二〇〇二年二月八日に開催された、SENAT および ASSEMBLEE NATIONALE から同数の議員が代表として参加した合同委員会 *comission mixte* では、「治療を理由とした刑の執行停止」は、病気の受刑者のみならず、高齢受刑者を念頭に置いていることが、改めて述べられている<sup>(27)</sup>。さらに、受刑者に関する規定を病人一般の権利に関する法律に挿入することについて、両院の議員が合意した。特に、二〇〇一年法案を起草した SENAT の P. FAUCHON 議員は「人道主義の観点からこの条文を追加することは正当である」と述べた<sup>(28)</sup>。その後、ASSEMBLEE NATIONALE において同日、SENAT において同日に可決され、二〇〇二年三月四日に施行された。本法律によ

説り、導入された刑事訴訟法典七二〇―二二一条は以下の通りである。

## 論

刑罰の内容もしくは残刑期間に関わらず、また刑期が確定されていなくとも、以下の条件を満たしている場合には、刑の執行停止を宣告することができる。すなわち、生死に関わる病気に罹患している場合、またはその健康状態が拘禁の継続と相容れないものである場合である。ただし、精神疾患に関する医療施設における受刑者への治療は除く。

刑の執行停止は、すなわち、異なる二人の医療の専門家がともに、当該受刑者が前項において定める条件のうちいずれかの状況におかれていることを示した場合にのみ言渡すことができる。ただし、生死に関わる病気が確認された場合には、急を要するとして、刑の執行停止は受刑者の引き受けをしている保健衛生機関の責任者である医師、またはその代理人によって作成された診断書を検討して、刑の執行停止を命じることができる。

宣告された自由刑が一〇年以下、あるいは、最初に宣告された刑罰の内容に関わらず、残刑が三年以下の場合、刑の執行停止は刑事訴訟法典七二二条に従って、刑罰適用裁判官により言渡される。

そのほかの場合には七二二―二一条が定める方法に従って地方仮釈放裁判所<sup>(2)</sup>により言渡される。

本条の規定を適用して刑の執行停止を認める裁判所は、刑法典一三二―四四四条および一三二―四四五条に定める遵守事項の一つ以上を受刑者に課す決定をすることができる。

刑罰適用裁判官は、本条を適用して刑の執行を停止した受刑者について、常に診断を命じることができ、その遵守事項が遵守されない場合には、刑の執行停止の終了を命じることができる。

本条の諸規定が適用される場合、七二〇―二二一条は適用できない。

この条文により、フランスにおける高齢受刑者処遇理念の方向が間接的にはあるが、示された。すなわち、高齢受刑者は自身の一市民としての権利として適切かつ十分な医療的・福祉的ケアを要請することができる。それは、彼らの尊厳を尊重するために第一に優先されるべきこととして規定された。しかしながら、当初の法案よりも「安全」の視点からいくつかの制約が付け加えられた点には留意する必要がある。

## PAPON の釈放

本編第一章第二節においてみた通り、二〇〇一年六月七日、ヨーロッパ人権裁判所は、原告 PAPON に対し刑事施設内で適切な措置が採れない場合には釈放するよう、フランス政府に勧告した。当時の新聞記事によれば PAPON の釈放に対して肯定的な政治家や研究者は少なからずいたようである。しかしながら、世論においては PAPON の釈放を反対する声がおおきかった。PAPON の釈放についてこのような抵抗がある中で、二〇〇二年三月四日法が施行され、治療を理由とした刑の執行停止措置の申請が可能となった。前述の立法過程における議論を見ると、PAPON 決定は議論の契機にすぎないように思われるが、世論においては、この法律は PAPON の釈放を可能とすべく可決されたのだ、という見方が根強かったとされている。<sup>(282)</sup>

二〇〇二年三月四日の法律により、治療を理由とする刑の執行停止が導入されると、PAPON の代理人はただちにこの措置の申請を行った。申請書類には刑事訴訟法典七二〇—一一条が要求する二名の医師による PAPON の健康状況が拘禁の継続に耐えることができなものである旨の意見書も添付された。この申請に対して、PARIS の刑罰適用裁判官は二〇〇二年七月二四日に棄却の決定を下した。<sup>(283)</sup>この決定について、同裁判官は PAPON の健康状態が拘禁の継続と相いれない点については認めつつも、「社会参入の十分な担保がない」と説明した。<sup>(284)</sup>ここで、この裁判

説官が当時九一歳の PAPON に要求した「社会参入の十分な担保」とは、「被害者への賠償」であった。<sup>(285)</sup>この決定については、PAPON の釈放に対してより批判的な記事を掲載してきた Liberation 紙ですら、「ばかばかしい、ridicule」と批評した。

棄却の決定が下された翌日、PAPON の代理人は PARIS 控訴院に控訴した。この際、PAPON の健康状態の深刻さを示す医師の所見を四通、彼の健康状態が拘禁の継続に耐えうるものではないとする医師の所見を一通提出した。さらに、原審で刑罰適用裁判官が指摘した被害者への賠償については、「PAPON には一年前から年金が支給されていない。また、被害者には既に数百フランの賠償金を支払った」と主張した。<sup>(286)</sup>さらに、二〇〇二年九月四日に開かれた第一回目の聴聞においても、代理人は PAPON の健康状態が芳しくなく、法が要求する治療を理由とする刑の執行停止の要件を満たしていると強調した。さらに、世論において「公共の秩序への動揺 trouble a l'ordre public」をもたらしうるとして PAPON の釈放を反対する声があることを受けて、代理人は法律には「公共の秩序への動揺」との文言は書かれておらず、<sup>(287)</sup>かつ何人も人権を有する、と主張した。<sup>(288)</sup>

二〇〇二年九月一八日に PARIS 控訴院において、PAPON に対して治療を理由とした刑の執行停止が認められ、PAPON は同日中に釈放された。SANTE 拘置所・刑務所から出てくる PAPON の姿は大きく報道された。<sup>(289)</sup>この報道を受けて、PAPON 裁判の私訴原告人および彼らの支援団体は PAPON はその健康状態を理由として釈放されたが、健康に重大な問題を抱えていて入院していた六人のユダヤ人を強制収容所に送ったことを忘れてはならない、と強い遺憾の意を表明した。<sup>(290)</sup>このコメントにも現れている通り、PAPON 釈放への抗議の中核は、PAPON の行為が重大であること、何度も釈放のための法的措置をとった彼の頑固な l'entêtement、そして反省の意を示さない彼の人となりであると指摘されている。<sup>(291)</sup>さらには、元首相である L. JOSPIN や、二〇〇二年三月四日法成立のイニシアチブ

をとった当時の雇用・社会政策相付保健大臣 B. KOUCHNER など、政治家からも PAPON 釈放に対する批判的な声があがった。とりわけ KOUCHNER は以下の通り批判した。受刑者においても適切かつ十分な医療的ケアを受ける権利があることを認めた一方で、PAPON は治療を理由とする刑の執行停止の対象外であった。<sup>(202)</sup> すなわち、「私は刑施設内での医療制度の限界を受けて適切な治療を受けることができず、本制度の念頭においていた。すなわち、進行したエイズ、末期癌、末期の閉塞性気管支肺炎、その他刑務所内での生活状況がより重度の治療と相容れない病气。高齢者において、いかなる病气にもかかっておらず、自然死するというケースはない。PAPON が末期の癌に罹患しているならば、入院する、あるいは「塙の外で」死を迎えるために出所するべきである。しかしながら、PAPON のケースは実際にはそうではなかった。彼は入所時と同様の状態で出所した。その高齢と警察によつて警備された大きな自宅での生活は少しも危険なものではない。裁判官は、悪しき訴えに対して尊厳そして人道のための本法を適用した。人道に対する重罪の共犯として有罪宣告を受けた、PAPON は高齢になつても病气にかかっておらず、我々の寛容さを享受するはずではなかった。PAPON はその病气に対しても高齢に対してもユダヤ人の同情を得ることとはできなかった。年齢はリスクをもたらずのものであり、特に心臓のリスクは高い。しかし、年齢は病气ではない」。このように PAPON の釈放に対しては、大きな意見の対立があつたのである。

#### 治療を理由とした刑の執行停止の適用

PAPON の釈放の是非に関する議論は、しだいに他の高齢あるいは病気の受刑者にも、この治療を理由とする刑の執行停止措置を活用すべきとの議論へと移行していった。<sup>(203)</sup> 具体的には、この措置が医療的ニーズを有する受刑者一般、特に高齢受刑者一般にも適用することができるのか、といった点に焦点が当てられた。

PAPON が釈放された二〇〇二年九月一八日に当時の司法相 D. PERREN の以下のコメントを発表した。すなわち、「刑事施設内の医療制度がその人生の終わりまで受刑者に寄添うようには整備されていないというのは事実である。しかしながら、PAPON の大変特殊なケースを一般化できるかどうかは不確かである」。このコメントをうけて、受刑者の中には PAPON よりも重篤な病状の者——特にエイズや末期癌——がおり、彼らにおいてもこの措置が適用されるべきだ、との主張がなされた<sup>(24)</sup>。このような主張は、特に二〇〇一年一月の BADINTER の PAPON 釈放を支持するコメントに賛同する論者によって展開された。彼らは、特に治療を理由とした刑の執行停止は、仮釈放が要件する残刑期間の制限を満たしていなくとも受けることができ、恩赦制度とは異なり迅速な手続きが可能である点を強調した<sup>(25)</sup>。この治療を理由とした刑の執行停止の活用は、受刑者の尊厳ある死を保障する点でも必要であり、かつ刑事施設を「養護施設 hospice」や「老人ホーム mourir」化させないためにも必要であるとされた<sup>(26)</sup>。

さらに、この見解はヨーロッパ人権裁判所によって後押しされた。MOUISEL c. FRANCE [Requête no 67263/01, ARRÊT, 14 novembre 2002] に対する二〇〇二年一月一四日決定において、同裁判所は「ヨーロッパ人権条約が自由を剥奪された人の扱いに関する特別な規定を設けていないとしても、このような人々に対して国がヨーロッパ人権条約三条の規定を遵守しなくてはならない」と述べた。前述のようにヨーロッパ人権裁判所は、受刑者処遇にあたって、消極的義務と積極的義務の二つを各国政府に課してきた。この MOUISEL 決定において、同裁判所は消極的義務を發展させて、病気の受刑者に対して拘禁代替策を設ける義務をも各政府に課した<sup>(28)</sup>。さらに、同裁判所は、特に制度上可能な刑の執行停止措置を被拘禁者が受けることができず、あるいはそれらの措置が適切に用いられなかった場合には、病気の被拘禁者において不服申立ての権利があることを確認した<sup>(29)</sup>。

フランス国内の議論の高まりと、ヨーロッパ人権裁判所による MOUISEL 決定に後押しされて、治療を理由とし

た刑の執行停止を申請する受刑者が増加した<sup>(30)</sup>。しかしながら、その増加は一時的なもので、次第に申請する受刑者は減少していった<sup>(30)</sup>。この減少について、四つの理由が指摘されている。うち二点は、制度から生じる問題である。ひとつはその基準の厳しさである。立法過程においても強調されていた通り、治療を理由とした刑の執行停止は「外部の病院における重篤な病気の治療」と「塙の外で死ぬ権利の保障」を核としている。それゆえ、この措置が認められるのは、その病気が「生死に関わる」場合のみとされている<sup>(30)</sup>。もうひとつは、手続きに時間がかかる点である。この措置の審査にあたり医師の専門的な鑑定が必要とされている。しかしながら、この鑑定の実施のために、まず当該施設が刑罰適用裁判官に鑑定医を派遣するよう通告しなくてはならない。そこから、鑑定医が派遣され、鑑定が実施される。その結果を受けて、刑の執行停止の可否についての判断がなされる。上記のとおり、この措置の対象は重篤な病気がかかっている病人である。それゆえ、手続きを踏んでいる間に、対象者が死亡してしまうケースもある<sup>(30)</sup>。そもそもこの措置が創設された背景には、恩赦や仮釈放の手続きの遅さがあった。すなわち、治療を理由とする刑の執行停止という新たな制度の創設によっても、この問題が克服されなかった。

三つ目は、釈放後の受け皿の確保である。対象者は外部の機関において、適切かつ十分な医療的・福祉的ケアをうけるために釈放される。しかしながら、実際には「重大な犯罪を行った受刑者」を引き受ける施設はごく限られていることが指摘されている<sup>(30)</sup>。

最後に、刑罰適用裁判官の裁量に関する問題がある。すなわち、治療を理由とした刑の執行停止であるにも関わらず、刑罰適用裁判官はこの措置の可否を判断する際に「社会への危険」という因子も考慮するようになった<sup>(30)</sup>。この点について、PAPONの代理人の「公的秩序への動揺」という文言は刑事訴訟法典七二〇―一条にはない」との発言を受けて、立法レベルで検討された。その結果、同条は二〇〇四年、二〇〇五年、二〇〇九年、二〇一〇年の四度



説にわたって、「改正」がなされた。まず、司法制度における新たな犯罪への対応に関する二〇〇四年三月九日の法律(306) *Loi n° 2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité* 一九二条は刑事訴訟法典七二〇—二〇一一条に、この措置の対象者を社会内で統制・監視するため文言を挿入した。すなわち、保護観察付き執行猶予 *sursis mise à l'épreuve* に関する規定を準用して、刑罰適用裁判官が対象者に対して遵守事項および禁止事項を課すことができるようになった。(307) さらに、刑罰適用裁判官は、対象者がこれらに違反した場合には対象者に医師の診断を受けるよう命令することができるとされた。この「管理」の視点は「改正」のたびに強調されていった。

二〇〇五年十二月二日の累犯者処遇法 *Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales* 一〇条により、申請時点で「再犯 *renouvellement de l'infraction* の重大なリスクがある」と判断された「場合」をこの刑の執行停止措置の対象外とした。さらに同一条により、治療を理由とする刑の執行停止措置におかれている者のうち、重罪につき有罪宣告を受けた受刑者に対しては、六か月ごとの医師の診断が義務化された。(308) 対象者はこの診断結果をうけて、再度、刑罰適用裁判官に治療を理由とした刑の執行停止を申請しなくてはならない。さらに、重罪累犯のリスクを減じるための二〇一〇年三月一〇日の法律 *Loi n° 2010-242 du 10 mars 2010 tendant à amoindrir le risque de récidive criminelle et portant diverses dispositions de procédure pénale* 一四二条は、刑の執行停止中に「再犯の重大なリスクがある」と判断された「場合」には刑罰適用裁判官は対象者に医師の診断を受けるよう命令することができるとした。

これらの「改正」は治療を理由とする刑の執行停止措置への道を大幅に狭めた。特に、二〇〇五年法により導入された半年に一度の措置の「更新」制度は、長期間にわたる治療を必要とする場合において、何度も申請をしなくてはならず、それが対象者に大きな負担をかける。(309) それゆえ、実務ではそのような場合には、この措置よりもむしろ仮釈

放を申請する方が多いとされている。<sup>(30)</sup>

さらに、第一編第二章第二節でみたように、高齢受刑者においては、性犯罪のなどで有罪宣告を受けた者が多いことも、この執行停止の消極的運用の一因となっている。すなわち、性犯罪は「再犯リスク」が高いとして刑罰適用裁判官は再犯リスクがないほどまでに体力が衰えた、ほぼ「寝たきり」の病人に対象を限定していった。それゆえ「寝たきり」ではないものの、刑事施設内で医療的・福祉的サービスを十分に受けることができず、釈放を望む高齢受刑者の多くは、この治療を理由とした刑の執行停止措置ではなく、仮釈放を申請することが多かつたとされている。<sup>(31)</sup>

以上から、治療を理由とした刑の執行停止措置は申請すらほとんどなされなくなっていた。この状況を受けて、医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者を釈放する制度の整備作業と並行して、刑事施設内での医療的・福祉的ケアを確保するための計画も立てられた。ここでは、受刑者の家族、ソーシャルワーカー、アソシアシオンが刑事施設内で医療・介護サービスを提供することとされた。家族や外部のスタッフの受刑者の医療・介護ケアへの積極的な参加には、受刑者が家族や社会との関係を維持する、というねらいもある。<sup>(32)</sup> しかしながら、フランスの逼迫した国家予算では、新たな刑事施設を建設・整備することは非常に困難な状況にあった。さらに、高齢受刑者においては、バリアフリーの建物や医療・介護サービスへのアクセスを確保する必要もあり、一般的な刑事施設よりもさらに予算が必要になる。<sup>(33)</sup> そこから、再び高齢受刑者を釈放して、外部の機関に対応するための措置が模索されるようになった。

## 第二章 高齢受刑者に対する早期釈放制度の対象の拡大

——二〇〇九年二月二四日法による重病でない高齢受刑者に対する仮釈放の創設——

治療を理由とした刑の執行停止措置の創設までの議論は高齢受刑者処遇のあり方に対する議会における葛藤を浮き

説 彫りにした。すなわち、高齢受刑者においては医療的・福祉的ニーズへの対応を確保しなくてはならないという使命と「危険」な犯罪者を釈放することへの抵抗との葛藤である。

論 アメリカ同時多発テロの衝撃が根強い中で PAPON を釈放したという事実は、高齢受刑者へのより適切かつ十分な医療的・福祉的サービスの確保に対する合意の萌芽を示すものであるように思われる。さらに、この影響は世論にも及んでおり、「戦犯」ですらその尊厳を尊重して釈放するのであるから、より積極的に高齢受刑者を釈放すべきである、との意見が見られるようになった。その流れを「社会の安全の確保」といった考えがなおブレイキをかけている状態にある。そこで、治療を理由とした刑の執行停止の問題点を克服すべく、同措置創設までの議論とは若干異なるアプローチからの高齢受刑者の早期釈放について検討されるようになってきた。

#### MARIANI による二度の議員立法草案

治療を理由とした刑の執行停止がほとんど活用されず、かつ刑事施設の改築も進まない中、再び医療的・福祉的対応を確保するために高齢受刑者を釈放する措置が提案された。二〇〇二年一月二八日と二〇〇四年九月二二日に提出された ASSEMBLÉE NATIONALE の T. MARIANI 議員による議員立法草案は、治療を理由とする刑の執行停止とは異なり、過剰拘禁対策としての高齢受刑者の早期釈放というコンセプトを全面に押出した。なお、これらの草案はいずれも可決に至らなかったが、後に成立する二〇〇九年行刑法八二条に影響を与えたものと思われる。

MARIANI 二〇〇二年九月一日段階、フランスの刑務所において六〇歳以上の高齢受刑者は一六八三人にまで増加しており、うち四一人が七〇歳以上、最年長者は九二歳であった。当時の J. CHIRAC 政権はこの状況を緩和するために数年をかけて新たに拘禁センターと拘置所・刑務所を新たに建設することを決定した。しかしながら、この

高齢受刑者への対応は急を要するものであるとして、施設の増設ではなく、自由刑の対象そのものを見直すことにより対応する必要があると MARIANI は主張した。<sup>(314)</sup>そこで、社会に対して危険を及ぼしうる一定の犯罪類型及び累犯者を除いた高齢者に対しては軽罪に対する刑罰の執行を免除することを提案した。<sup>(315)</sup>

二〇〇二年草案の趣旨は、軽罪に対する禁錮刑に年齢制限を設けるよう、刑法典を改正し、七三歳以上の高齢受刑者については釈放する、というものである。拘禁に年齢制限を設定する、といった解決は、二〇〇一年六月七日決定の中でヨーロッパ人権裁判所も言及している。さらに、二〇〇一年に SENAT も一定の年齢に到達した者を仮釈放に付す、といった措置を模索した。MARIANI の草案はこれらのアイデアを立法化しようとしたものである。そこで、同法案では、刑法典一三二―三二―三条の前に一三二―三二―一条を挿入することとされた。刑法典一三二―三二―三条は、「自然人に科される軽罪の刑罰は、<sup>1</sup>自由刑、<sup>2</sup>罰金刑、<sup>3</sup>日数罰金刑、<sup>4</sup>公益奉仕命令、<sup>5</sup>一三二―六条の定める公民権剥奪もしくは制限、<sup>6</sup>一三二―一〇条の定める補充刑とする」と規定している。法案はこの条文の後に、以下の文言を挿入することを提案している。すなわち、「軽罪の刑罰に関して、判決時に七三歳を超えた者が、閉鎖施設への自由刑を宣告された場合には、前項に定める刑罰の執行を免除する。ただし、法律上の累犯ではないこと、あるいは暴行、性的暴行及び攻撃、薬物使用、テロリズム、犯罪組織 association de malfaiteurs への参加、売春あつせん、財物強要、もしくは組織化徒党により実行された犯罪を行ったことがない場合に限る」。

さらに、同法案ではその法的な性質についても言及している。すなわち、同法案一三二―三二―一条は拘禁刑の執行を免除するものであって、刑事責任を阻却するものではない。高齢犯罪者は完全責任能力を持ち、自身の行為に対して責任を果たさなくてはならない。ゆえに、判決裁判所が言い渡した罰金刑及び補充刑については執行されなくてはならず、さらに私訴原告人に対する賠償もしなくてはならない。

説 同法案において、なぜ軽罪に対する禁錮刑の執行のみを免除の対象としたのか。その理由として、MARIANIは既存の刑務所において「高齢」という特性に合った処遇を行うことが非常に困難であることを指摘している。すなわち、刑務所において高齢受刑者に十分な予防医療を提供する体制は整備されていない。これは、高齢者にとって、自由刑が移動の自由を剥奪するだけでなく、その余命まで縮めることになりかねないものである。さらに既存の刑事施設は、若い受刑者を想定して作られている。そのため、階段を上ることができない、長い距離を歩きまわることができない高齢受刑者は受刑者の中で孤立している。孤立は社会復帰を妨げうるといふ悪循環がある。

さらに、刑事施設で行われている社会復帰のための施策に関して、行刑局が高齢受刑者を想定していなかったという点についても触れられている。受刑者の大多数は稼働年齢にあるため、社会復帰のための支援として、スポーツ、教育、職業訓練が主に実施されている。しかしながら、高齢者の場合、定年年齢に達しているため、就職先がない。それゆえ、教育や職業訓練は高齢受刑者の社会復帰には有益ではない。

しかしながら、本法案は立法には至らなかった。その理由として以下の二点が指摘されている。一点目は受刑者を年齢のみを理由として、何の条件も付けずに釈放することに大きな抵抗があったという点<sup>(38)</sup>、もう一点は実際の対象者がほとんどいなかったという点である。すなわち、MARIANIの法案では性犯罪や法律上の累犯といったいわゆる「危険な犯罪」とされる犯罪類型を適用対象外としていた。つまりこの規定の対象となりうるのは初犯あるいは、法律上の累犯ではない盗罪や詐欺といった犯罪である。前にみたとおり、統計上、それらの犯罪のかで有罪判決を受ける高齢被告人自体がごく少数である。それゆえ、この制度によってもMARIANIが説明した「過剰拘禁の緩和」という目的は果たされえないとして、本法案は廃案となった。

二〇〇四年、MARIANIは二〇〇二年に廃案となった法案に修正を加え、再び提出した。この法案は刑事訴訟法

典七三三二七一条の後に七三三二七二条を追加すると言うものである。刑事訴訟法典七三三二七一条は「残刑として  
 の一個または数個の自由刑の合計が一年を超えない場合、又は試験観察的に半自由の処遇の下に置くことを条件に受  
 刑者に仮釈放が許可されている場合、刑罰適用裁判官は、半自由の処遇の下で刑を執行することを決定することがで  
 きる」と定めている。この後に、七三三二七二条として、「軽罪に関して禁錮刑を言渡す場合、刑罰適用裁判官は判  
 決言渡し時に七〇歳以上の者全てに対し、刑法典一三三二二六一条の定める電子監視措置のもとで刑罰を執行するこ  
 とができる。ただし、法律上の累犯者、暴力犯罪、性犯罪、薬物濫用、テロリズム、犯罪集団の組織、売春あつせん、  
 財物強要、および徒党により行われた犯罪の場合を除く。四六四一条および四六五条の定める処分は本項に関する  
 者には適用できない」と言う文言を挿入することを提案した。二〇〇二年に提出した法案との違いは、年齢と電子監  
 視措置を用いる点である。理由については、二〇〇二年とほぼ同じ文章が使われた。この法案では、電子監視が一つ  
 の担保となり、制度自体に対する議会の抵抗はそれほど強くなかった。しかしながら、前述のとおり、近年フランス  
 において増加している高齢受刑者は、性犯罪者のかつて有罪宣告を受けた者あるいは、重罪もしくは法律上の累犯ゆ  
 えに長期刑を宣告された者である。つまり、この法案の対象となる高齢受刑者はほとんど存在しない。それゆえ、  
 「過剰拘禁の解消」という目的を強調したこの法案も立法には至らなかった。<sup>(29)</sup>

MARIANI の主張からは、フランスの高齢受刑者処遇の状況についてうかがい知ることができる。すなわち、二  
 〇〇二年から二〇〇四年のおよそ二年間で高齢受刑者の処遇環境において大きな変化がなかったために、MARIANI  
 は二度にわたり法案を提出したものと思われる。高齢受刑者処遇に関する議論を、議会において風化させなかったと  
 いふ点で MARIANI による立法草案は大きな意義を有する。

説 高齡受刑者の処遇に関する国内人権諮問委員会による意見書

論

MARIANI の二度にわたる法案が廃案となった後、議会において高齡受刑者処遇に関する議論は下火になった。それゆえ MARIANI が指摘した問題状況に対して何ら手当がなされず、釈放される高齡受刑者も増加しないため、高齡受刑者数はなお増加傾向にあった〔グラフ一―六参照〕。その状況を痛烈に批判したのが、国内人権諮問委員会 La Commission nationale consultative des droits de l'homme: CNCDH<sup>(22)</sup>がフランス政府に対して送付した意見書である。そこでは、なお高齡受刑者に対する医療的・福祉的対応が不十分であることが指摘された。

国内人権諮問委員会では被拘禁者の医療的・福祉的ケアへのアクセスのあり方について検討がなされ、二〇〇六年一月九日にはその検討を経て作成された意見書が可決された<sup>(23)</sup>。この意見書では、高齡受刑者の多くが福祉的・医療的ニーズを有しており、かつ、そのような高齡受刑者はなお増加している点に注目した。この事態に対して、最も深刻な問題は刑事施設の施設設備および、職員が彼らのニーズに適應することができない点であると指摘した<sup>(24)</sup>。

具体的には、刑事施設内には階段が多く、エレベーターやスロープがないことを挙げている。これにより、高齡受刑者が医務室や散歩道に行くのが非常に困難であり、車いすも走行することができないとしている。さらに、人的問題として、多くの刑務所では若い受刑者が高齡受刑者の世話をしている点を指摘している。この状況では、高齡受刑者が必要とする量と質の介護は難しい。ケアの確保が困難である場合には、治療を理由とする刑の執行停止、治療のための恩赦、仮釈放といった措置を活用することができるが、それらが積極的に用いられていない、といった点も指摘した。特に、治療を理由とする刑の執行停止は、まさにこのような問題に対応するために創設されたにもかかわらず、実際には重篤な場合に限られており、十分に活用されていないと言う点を批判した。

以上の問題点を受けて、国内人権諮問委員会はフランス政府に対して以下の点を勧告した。

勧告一三… 国内人権諮問委員会は障がい有する、あるいは要介護状態にある受刑者に対する非拘禁的措置ないし刑罰修正措置を即座により充実させるよう勧告する。

勧告一四… 国内人権諮問委員会は刑事訴訟法典七二〇—二〇一一条の見直しを勧告する。また、本委員会は「拘禁措置の継続が適さない永続的な「芳しくない」健康状況」をより考慮すること、そして治療を理由とした刑の修正を受けた病人を外外部で受け入れる特別な機関を充実させることを勧告する。

しかしながら、SENAT および ASSEMBLEE NATIONALE の双方において、この勧告への対応はなされなかった。

#### 二〇〇九年十一月二四日の法律八二条の制定

国内人権諮問委員会の勧告が二〇〇六年になされて以降、高齢受刑者処遇はしばらく立法課題に上がらなかつた。再び、高齢受刑者処遇に関する議論がなされるようになったのは、二〇〇八年以降のフランス刑事政策の長年の課題であった行刑法の立法過程においてである。そこでの議論を経て、高齢受刑者における仮釈放の要件を緩和する規定が二〇〇九年十一月二四日の行刑法八二条に設けられた。

刑事訴訟法典七二九条を以下のように改める。

1° 一項二文は以下の通りに定めた六項に変更する。

「一つ以上の自由刑が科されている受刑者は、社会復帰に向けた真摯な努力を示し、以下の事柄についての取組みが確認された場合には、仮釈放が認められうる」



- 「1° 労働、セミナー、派遣労働への従事、学科教育あるいは職業訓練を欠かさず受けること」
- 「2° 家族生活において重要な行事への参加」
- 「3° 治療を受ける必要性」
- 「4° 被害者への賠償の努力」
- 「5° その他社会参入計画への取組み」

2° 以下の項を挿入する。

「以下の条件を満たす、七〇歳以上の受刑者においては、本条が定める仮釈放の条件とされている受刑期間は適用されえず、仮釈放が認められうる。受刑者の社会復帰が確保され、特に刑事施設出所にあたり、自身の状況に適した支援の対象となっている、あるいは宿泊先がある場合。ただし、再犯の重大な危険性がある、もしくはこの釈放が社会に重大な動揺を引き起こしうる場合を除く。」

この条文の制定をもって、高齢受刑者のための仮釈放の特例が創設された。ただし、「再犯の重大な危険」、「重大な動揺」との文言に示されている通り、この条文の生成過程においても高齢受刑者に対する「支援」と「安全」の対立を見出すことができる。この対立に着目して、本条の生成過程を示す。

一九九八年にヨーロッパ評議会から、「行刑基本法」を整備するよう勧告をうけ、たびたび行刑法の草案が作成されたものの、それらは成立に至らなかった。二〇〇七年、当時の司法大臣<sup>(35)</sup> RDATI が行刑基本法の整備を宣言したことを受けて、二〇〇八年に草案が作成された。そこで強調されたのが、受刑者の高齢化・刑の長期化、刑罰修正の多様化、拘禁措置に関わる人々の多様化への対応であった。<sup>(36)</sup>そこで、① 被拘禁者の人権の保障、② 非拘禁措置の強

化と社会参入の促進による再犯予防、③ 拘禁措置に関する法制度の整備の三本柱のもと草案が作成された。

まず二〇〇八年七月二十八日に第一の草案が SENAT に提出された。この法案では、仮釈放の基準の拡大に関する四七条において、高齢受刑者の特例に関する規定が設けられた。当時の刑事訴訟法典七二九条は仮釈放の要件について以下のように定めていた。すなわち、形式的要件としては、残刑が、執行されるべき刑の半分以下であること、法律上の累犯である場合にはすでに執行された刑罰が残刑の二倍であること、実質的要件としては、社会復帰の真摯な努力を示していること、とされていた<sup>(27)</sup>。この規定に対して、同四七条は受刑者が七五歳以上であるときには、形式的要件を満たしていなくとも、① 受刑者の社会復帰が確保されている、② 自身の状況に適した支援の対象となつている、③ 宿泊先がある、④ 釈放後社会に重大な動揺を生ぜしめない、の四つの実質的要件を満たしていれば仮釈放することができる、とした。なお、この「七五歳」という年齢の設定にあたっては、再犯の可能性が低く社会に及ぼさる危険が少ない、という説明がなされた。

この規定に対して、国内人権諮問委員会は二〇〇八年一月六日に意見書を出した<sup>(28)</sup>。同委員会はこの高齢者への仮釈放について賛同を示しつつも、「社会へ重大な動揺を生ぜしめる場合」という例外についてはこの規定を本質的に意味のないものにしていくように思われる、と批判した<sup>(29)</sup>。そこで、以下のように勧告した。

勧告五五… 刑の執行途中にある七五歳以上の高齢者に対して仮釈放の可能性を開くことに關して、本委員会は、「この釈放により社会に重大な動揺を生ぜしめる可能性がある場合は除く」という文言を取り除くことを要請する。

SENAT においても同四七条案に対して、二〇〇八年二月一七日に議論がなされた<sup>(30)</sup>。そこでは、同条について、

説 社会参入に向けて具体的な取組みをしていることおよび、釈放によって社会に重大な動揺を生ぜしめる危険がないこととの二点が検討対象となった。前者は具体的には「刑事施設出所後、その状況にあったサービスを受けることができること」あるいは「宿泊先があること」を指している。とくに前者の要件についてはこの規定は、PAPON 決定の影響を多に受けたものであると指摘された。<sup>(331)</sup> さらに、このような一定の年齢を仮釈放の要件をすることについては、

対象者の健康状況が治療を理由とする刑の執行停止を認めるほど深刻ではないが、その高齢から拘禁を継続することが難しい者をも対象として、非拘禁措置に付す可能性を広げている、として評価された。

ただし、四七条案が定める実質的要件については、当時の刑事訴訟法七二九条が定める仮釈放の実質的要件から見れば、大変柔軟性があるように思われると留保しつつ、それでもなお高齢受刑者にとっては充足が困難であるとしている。確かに、一般的に高齢者が増加し、多くが老人ホームに入所することができず、在宅ケアを受けるにとどま<sup>(332)</sup>っている状況で、高齢受刑者が老人ホームに入所することは非常に困難であるように思われる。<sup>(333)</sup>

年齢に関する議論においては、七五歳という要件を七〇歳以上の高齢受刑者へと拡大することが提案された。この提案は、聴聞において、複数の論者が「刑務所は、数年の拘禁を通して五〇歳の高齢者を七〇歳と見まがうほどに衰弱させる」との点を強調していたことを受けてなされた。くわえて、「老人ホームではたいいてい、七五歳以上の高齢者よりも七〇歳の高齢者の方を良く受け入れられやすいようである」ので、「出所後の引受先の面からみても、七〇歳とするのが妥当だろう」と説明された。それ以降、SENAT ではこの規定について「七〇歳」に引き下げることが前提として、議論が展開された。

次に「社会に動揺をもたらしうる」ことを要件とすることの是非について検討がなされた。刑事手続きの均衡を強化するための二〇〇七年三月五日の法律 Loi n° 2007-291 du 5 mars 2007 tendant à renforcer l'équilibre de la procé-

dure penale)においても、立法者は「社会へ動揺をもたらさうる」ことを根拠として、重罪に対する未決拘禁を強化したことを引き合いに出して、拘禁を強化するための口実としてこの文言を用いているとの主張がなされた。しかしながら、その一方で、一部の議員からは「犯罪の危険性が減少するのは高齢になるからではない。さらに、高齢受刑者の多くが、性犯罪のことで自由刑を受けている者である」として、実際の高齢受刑者の多くがその早期釈放によって「社会に動揺をもたらさうる」とみなされうる批判がなされた。この議論を受けて、高齢受刑者に、それまでの「弱い存在」というイメージに社会の敵である性犯罪者へのイメージも付け加えられ、「支援」と「安全」という二つの局面への対応のあり方が模索された。

この点について、まず二〇〇九年二月一七日にSENATの行刑法案に対して社会問題委員会から高齢受刑者に対する仮釈放の特例が仮釈放運用を積極化につながるのか、といった問題が提起された。ここで、同委員会は高齢受刑者の仮釈放を模索する前に、刑事施設内における高齢受刑者処遇についても検討がなされなくてはならないとしたのである。具体的には、刑事施設においても、彼らが日々の活動を行うことを可能とするために必要なケアの提供を挙げた。<sup>35)</sup>そして、その技術的な方法についても行刑法は定める必要があるとした。そのために、特に同委員会は受刑者への医療サービスにおける実際の問題点を指摘した。<sup>36)</sup>まず、当該受刑者が医療の対象となる場合には病院に移送されるが、実際、病床は埋まっており受刑者が入院する余地はない、あるいは、セキュリティ上の問題から外部での受診は難しいといった医療へのアクセスが保障されていないとした。同委員会は言及していないが、前述の二〇〇二年三月四日法はその三条においてすべての人々に対して自分が必要とする医療・福祉サービスへのアクセスを保障することを規定している。それゆえ、これらの問題は公衆衛生法典の要請にも反するものである。さらに、受刑者を受け入れた病院にも、受刑者を早期に退院させてしまうか、隔離病棟に移してしまうといった問題があることを指摘した。

説 この点については具体的内容が記述されていない。しかしながら、病院側が受刑者であることを理由として、他の病人と差別した扱いをしているのであれば、この点も同条に反するものである。以上の問題点より同委員会は高齢受刑者を釈放し、外部の医療・福祉機関につなぐための措置の前提となる社会の受け皿の見直しを求めた。さらに、治療を理由とした刑の執行停止措置の消極的運用の要因の一つともなっている社会の受け皿の欠如が指摘された。それゆえ、高齢受刑者を釈放するための措置の生成と併せて受け皿を確保するための試みも進められなくてはならない、とした。しかしながら、同委員会の提言は、直接的には行刑法に関する議論において取り上げられなかった。

二〇〇八年七月に行刑法案が出された当初は、高齢受刑者に関して上記のような議論がなされていたが、この議論はそれほど注目されていなかったようである。この規定が注目される契機を作ったのは、N. BORVO COHEN-SEAT 議員の提案である<sup>(32)</sup>とされる。SENAT の二〇〇九年二月九日に提出された補足報告書には、同議員は四七条案を七〇歳以下ではなく、六五歳以下へと引き下げることが提案したことが記されている<sup>(33)</sup>。この提案により、高齢受刑者に関する規定が一つの論点とされた。

この提案を受けて ASSEMBLEE NATIONALE では二〇〇九年九月八日に議論がなされた。まず、前提として、四七条案の趣旨と高齢受刑者の実態について情報の共有が行われた。すなわち、四七条案は治療を理由とする刑の一時執行停止を受けるまでもないが、しかしながら、その年齢にかんがみて拘禁状態に置いておくことが困難な者を釈放するための法規定である。この規定の柱は、刑事訴訟法典七二九条が定める、形式的要件——有期刑の場合には一刑期の半分以上の期間（一五年未満）、法律上の累犯の場合は刑期の三分の二以上、無期の重罪懲役刑の場合には一八年以上（法律上の累犯の場合は二年以上）の執行が終了してはならない——を満たさなくとも、高齢受刑者が仮釈放される、とゆう点である。ASSEMBLEE NATIONALE では、二〇〇八年十二月二十七日の SENAT

における審議の中で指摘された、高齢受刑者の出所後の受け皿についても検討した。これは四七条案が実際に活用されうるのかについての実質的な議論であったように思われる。

高齢受刑者の多くは社会に在るよりもより速く老化が進行し、五〇歳の受刑者であっても七〇歳のように見えるほどである。これは見た目のみならず、実際の心身の状況についても同様である。それゆえ、高齢受刑者に対しては出所後の受け皿として老人ホームへのアクセスを容易にしなくてはならない。しかしながら、実際には老人ホームは一般的により健康で比較的若い高齢者を受け入れるように整備されている。その点で、四七条案において形式的要件を七〇歳から六五歳に引き下げた、BORVO COHEN-SEAT 案は支持することができるとは、とされた。ただし、この案については「行き過ぎ」との批判がなされ、却下された。

そこで、根本的に四七条案が対象とする「高齢受刑者」の年齢の設定の基準および根拠についても検討が加えられた。前述のように、SENAT ではこの年齢の下限を決定するにあたり、再犯の重大な危険の不存在を担保とした。しかしながら、高齢者において犯罪の危険性が少なくなるのは、その年齢ゆえではないとの主張を考慮すると、そもそも社会への動揺や再犯の危険性という根拠の正統性については疑問が残るとコメントするとどまり、この点に関する結論は出されなかった。

この ASSEMBLEE NATIONALE における議論では、四七条案につき SENAT が論点とはしなかった点についても議論を行っている。たとえば、J. A. BENISTI 議員は四七条案について刑事施設内の秩序維持の観点から非常に保守的な意見を述べた。すなわち、「四七条は受刑者が社会復帰への真摯な努力を示していることを条件として仮釈放を認める条件を拡大している。この修正は、四七条案は行刑局から刑務所における秩序維持において有効な手段を奪うことになるので、刑務官にとっては一層重要である。受刑者の振る舞いがもはや仮釈放のチャンスの評価すること

説を可能とする基準たり得ないのであれば、拘禁に関する諸規則の遵守を促進する機能は減少し、行刑局はより懲罰を用いることになろう。これは、本法案の精神とは矛盾している<sup>(33)</sup>。しかしながら、このコメントは若干の外れなように思われる。四七条案は高齢受刑者において出所後の受け皿が確保されていることを実質的要件としている。就労の機会が制限され、もっぱら年金および社会扶助の対象としてとらえられる高齢者において、出所後の老人ホーム等の福祉施設を含む居所を探すことは刑事訴訟法典七二九条がいうまさに「社会復帰に向けた真摯な努力」にほかならないのではなからうか。このような批判は議会資料には記録されていない。しかし、BENISTI 発言に関する大きな議論がなされていない点にかんがみれば、医療的・福祉的ニーズがより大きい高齢受刑者に対しては、拘禁を継続するよりも釈放したほうが好ましいという点そのものについては、一定のコンセンサスが形成されているよう思われる。

また、D. RAINBOURG 議員はこの規定により生じうる弊害について言及している。すなわち、高齢受刑者においては七五歳という年齢を形式的要件に入れることにより、一般的な仮釈放の形式的要件を緩和している。それゆえ、この規定の導入は、短期収容を強調することになる、と。確かに、「短期刑の弊害」は刑事政策上の重要な課題の一つであり、それを避けるために非拘禁措置が発展してきた。とすれば、高齢になってから有罪宣告を受けた者に対しては、そもそも短期刑の弊害を生ぜしめないダイバージョンや非拘禁措置をより積極的<sup>(34)</sup>に活用することが好ましいという主張に帰結するように思われる。しかしながら、RAINBOURG はそもそも主張していなかったようである。

二〇〇八年八月に本行刑法案が提出されてから、一年以上にわたり SENAT および ASSEMBLÉE NATIONALE の両院において議論が重ねられてきた。二〇〇九年一月八日の行刑法案に関する審議中の諸規定に関する両院合同委員において、ついに四七条案の規定が可決された。可決された条文では、SENAT が提示した「七〇歳」が採用された<sup>(35)</sup>。その後、本行刑法案に関する憲法院の審理においても、四七条案は論点とされなかった<sup>(36)</sup>。その後、本行刑法案

は二〇〇九年一月二四日に制定され、二〇〇九年一月二六日<sup>(34)</sup>に施行された。施行から約一年后、行刑法の諸規定について簡単な注釈を掲載した通達が出された。これによれば、刑事訴訟法典七二九条は、刑法典一三二二二三条<sup>(35)</sup>が定める拘禁最低期間 *une période de sûreté* 中は適用することができないとしている<sup>(36)</sup>。すなわち、刑事訴訟法典七二九条は七〇歳以上の高齢受刑者においては仮釈放における形式的要件を満たさなくとも、実質的要件を満たしていれば仮釈放が認められると定めている。しかしながら、その運用においては、七〇歳以上の高齢受刑者において、有罪宣告時に拘禁最低期間が設定された場合には、その期間は仮釈放に付されえないとするものである。拘禁最低期間は謀殺(刑法典二二一一二条)、加重事由のある故殺(刑法典二二一一四条)、加重事由のある傷害致死(刑法典二二二八条)、強姦(刑法典二二二三条)<sup>(37)</sup>、加重事由のある強姦(二二二二四条)などの犯罪類型に設けられている。すなわち、刑事訴訟法典新七二九条は犯罪類型による制限を設けていないが、実質的にはこの拘禁最低期間の設定により、「危険な犯罪」については仮釈放の適用が制限されると思われる<sup>(38)</sup>。さらに、仮釈放の決定は刑罰適用裁判官の裁量にかかっている。Juris Classeur の注釈刑法典によれば、「七〇歳以上の高齢受刑者に適用可能な基準として『保障された』社会復帰 *réinsertion sociale* [のみ]を必要とする」ことから、この基準は一般的な仮釈放措置における基準よりも「より広い」と評価している。しかしながら、上記制約がある以上、実際に対象が広がるかどうかについては疑問である。

以上から、フランスにおける高齢受刑者処遇に関する議論ないし制度は未だ発展途上であるといえよう。高齢受刑者の尊厳を尊重するための処遇は、「処罰」ないし「安全」の観点から大きな制約を受け、実現には至っていない。しかしながら、高齢受刑者が有する医療的・福祉的ニーズへは対応しなくてはならないというコンセンサスは形成されているようである。



### 第三章 高齢受刑者に対する早期釈放制度における合意と葛藤

——「安全」の視点からの早期釈放への抵抗——

医療的・福祉的ニーズを有する高齢受刑者へ適切かつ十分な対応を確保することについて、フランスでは、一定のコンセンサスが得られており、<sup>(39)</sup>議論の焦点はそのような対応を以下にして確保するか、という点におかれてきた。その結果、刑事施設内における対応の見直しや、対象者を釈放し外部の専門機関につなぐための制度の創設がなされてきた。しかしながら、それらの試みは社会的資源および財源の不足という物的客観的障壁と「処罰」ないし「安全」の視点からの抵抗という主観的障壁による制約を多に受けている。

第三章では、治療を理由とした執行停止および高齢受刑者のための仮釈放制度の概要（第一節）について、特に、制度に内在する障壁に着目しながらみただうえで、フランスにおける高齢受刑者処遇のあり方に関する議論における合意と抵抗の様相を示す（第二節）。

#### 第一節 高齢受刑者に対する早期釈放制度

二〇〇〇年以降の高齢受刑者処遇に関する議論の中心とされたのが、治療のための刑の執行停止と仮釈放制度における高齢受刑者の特例の創設である。これらの早期釈放制度は、刑事施設内において高齢受刑者が有する医療的・福祉的ニーズに対応しきれない場合において用いられることになっている。これらの措置により彼らを釈放し、外部機関でそれらのサービスを確保する道が模索される。これらの措置はいわゆる刑罰修正 *aménagement de peine* の一種である。本節ではこれら二つの早期釈放制度の手続きと措置の内容についてみる。<sup>(30)</sup>

刑罰修正により認められうる措置としては、外出・外泊、刑期の短縮、半自由、非刑事施設への収容、仮釈放、刑の執行停止、電子監視がある。<sup>(31)</sup> そのうち、外部機関で療養的・福祉的サービスを受けることを目的として認められうる措置が半自由、外部施設への収容、仮釈放、治療を理由とした刑の執行停止である。半自由および非刑事施設への収容は自由刑の一執行形態である。刑罰適用裁判官より刑罰執行前に言渡される場合と、刑罰の執行途中に言渡される場合とがある。これらの措置は、夜間は施設に宿泊しなくてはならないが、昼間は施設外部において、就労、就学、職業訓練、求職活動、治療等の活動に専念することができる。これらの二つの措置に付された場合には、刑罰適用裁判官から労働時間および労働への従事、被害者への賠償、一定の人物との頻繁な交際の禁止等の遵守事項が課される。なお、半自由の場合には「半自由センター」という刑事施設で、非刑事施設への収容の場合には行刑局から委託を受けた民間アソシアションが管理する宿泊施設で寝泊まりをすることになる。これらの特徴から、半自由と非刑事施設への収容は「開放環境での処遇 *le milieu ouvert*」と呼ばれる。

その一方で、刑の執行停止と仮釈放については半自由および非刑事施設への収容のように宿泊先および居所の指定がない。この点から「社会内処遇 *le milieu libre*」と呼ばれる。これらは両方とも刑の執行途中に認められうる措置である。すなわち、病院、自宅、家族や知人宅、福祉施設等が出所後の居所となる。以下、これらの措置に関する手続きおよび措置の内容をみる。なお、治療を理由とする刑の執行停止と高齢受刑者における仮釈放は、要件が若干異なるが、手続きはほぼ同様である。

### 刑罰修正手続き<sup>(32)</sup>

フランスでは、刑罰修正は行政処分ではない。対審を経て、裁判官が決定を下している。それは、刑罰修正が適切

説  
な処遇を受ける受刑者の権利に基礎を置くものであるからである。高齢受刑者を釈放するための措置として、恩赦制度の見直しではなく、刑の執行停止や仮釈放の発展が選択された理由はまさにこの点に理由がある。すなわち、医療的・福祉的ケアを求めるのは受刑者の権利であり、それを実現するための手続きにおいても本人の権利が保障されなくてはならない。そのために、刑罰修正手続きの枠内で実施することができる、刑の執行停止ないし仮釈放が選択された。

治療を理由とする刑の執行停止措置においても、仮釈放の特例措置においても手続きの流れは、他の刑罰修正の手續きと同様である。まず、手續きはいずれも対象者の申請を受けて開始される。治療を理由とする刑の執行停止については、最低拘禁期間が設定されていても、重篤な病気に罹患している場合には申請することができる。この点につき、UCSAの常勤医、必要がある場合には他の医療機関の医師は受刑者の健康状態にかんがみて、治療を必要とする

刑の執行停止措置が認められうる場合には、その旨を当該受刑者に伝えなければならない、とされている。その一方で、仮釈放制度については、七〇歳以上で、かつ最低拘禁期間が宣告されている場合にはその期間の執行が終了している者が対象となる。

これらの条件を満たし、かつ刑罰修正を希望する受刑者は申請の準備作業をするために、まずSPIPと面談<sup>(33)</sup>する。ここで、受刑者はSPIPと協力して、自身の家族、就労、金銭等の状況に基づいた刑罰修正計画書を作成する。この計画書が刑罰修正の可否判断の重要な資料となる。刑の修正措置を認めるにあたって刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判所がもつとも重視するのは、当該受刑者本人の「社会復帰」の意欲とされている<sup>(35)</sup>。その意欲を示すために、仮釈放の申請をする際には、受入れ先を確保するために、病院あるいは福祉サービスを提供しているアソシアシオンに打診する。その際、外出・外泊制度を利用して入所を希望する施設に体験入所として短期間滞在もなされること<sup>(36)</sup>がある<sup>(38)</sup>。

この外出の利用は、受入れ先を確保するという目的以外にも、仮釈放を言渡す前の一定の短期間、施設外でどのような振る舞いをするかを評価するための一資料として必要とされる場合もある。

なお、申請前の準備段階において、成人の場合には弁護人の選定は必須ではないが<sup>(30)</sup>、必要な場合には弁護士から居所の選定や雇用に関する助言を受けることができる。

刑罰修正計画書が出来上がると、対象受刑者は刑罰適用裁判官あるいは刑罰適用裁判所に刑罰修正を申請する<sup>(32)</sup>。申請は、申請者自身と選定している場合には弁護人の署名がなされた申請書をまず刑務所長に提出し、それを刑務所長が確認、署名した後には刑罰適用裁判官の書記官に送付する。直接対象者が刑罰適用裁判官と面会することも可能であるが、この場合にはあらかじめその理由を書いた書面を送付しておく必要がある。

ただし、これらの申請書の形式および提出方法に関する条件を満たしていても、以下の場合には刑罰修正の申請が認められない。① 有罪宣告を受けた者が法律で定められている刑罰執行期間を満たしていない、② 裁判所が定めた不受理期間に申請書を提出した場合である。不受理となった場合、二四時間以内に申請者にその旨が通知される。申請者は不受理について不服申立てをすることができる。

申請が受理された場合、刑罰適用裁判官は申請から四か月以内に、刑罰適用裁判所は六か月以内に聴聞を開かなくてはならない。聴聞が開かれなかった場合、申請者は控訴院刑罰適用部に直接申請をすることができる。ただし、外出許可、刑期の短縮の申請については、申請から二か月以内には理由付きの命令によって決定されなくてはならない。

刑罰修正に関する審理は、申請前に申請者が作成した計画書、申請者の個人的な書類（人格調査、精神医学的な鑑定）、判決文、行刑局職員（刑務官、SAP など）の見解を総合した報告書、犯罪被害者・私訴原告人に関する情報、そして治療を理由とする刑の執行停止の場合には二通の医師の診断書をもとに行われる。必要な場合には、刑罰適用

説  
裁判官および刑罰適用裁判所は自身が有する調査権限を行使して、申請者の再参入の努力や再犯リスクを評価するために必要な対象者の人格<sup>(36)</sup>、家族、社会状況、必要な場合は被害者・私訴原告人の状況、その他申請者の申請の評価に有益な検査・聴聞、調査鑑定に関する資料について資料を収集しなくてはならない。ただし、精神医学的鑑定と社会

論  
教育的検査については、実施される場合が限定されている。すなわち、精神医学的鑑定は、刑罰修正を希望する者が少年に対する故殺・謀殺、性犯罪について有罪宣告を受けている場合に必要とされる。このとき、一五歳未満の少年に対する犯罪を行った者については二人以上の鑑定医による鑑定がなされなくてはならない。なお、精神上的の諸困難につき実際に治療を受けている受刑者においては、治療を理由とする刑の執行停止措置の対象外とされている。また、社会教育的検査は社会、家族、教育の因子を元にして対象者の危険性と再犯リスクを評価するものである。この検査は精神医学的鑑定とは異なるものであり、医師ではなくSPIP<sup>(37)</sup>が実施する。これらの資料について、申請者の弁護士はその写しを入手することができる。

また、治療のための刑の執行停止にあたって必要とされる二名の医師の診断書については、UCSA常勤医、そして必要がある場合には外部の医療施設の医師が作成する。双方の診断書において、申請者が重篤な病気に罹患しており、死期が迫っていることが明らかにされなくてはならない。なおこの診断書については、当該受刑者、および刑事施設長に開示される。

これらの書類の審理とともに、申請者に対する聴聞が開かれる。聴聞の日程が決まると、刑事施設の書記官は申請者に対して、原則として聴聞一〇日前までに刑罰適用裁判官の面前へ出頭するよう通知しなくてはならない。ただし、緊急時——特に修正の取消がなされる場合——にはその限りではない。この通知を受けて、申請者本人と弁護士は防衛のための準備期間を請求することができる。刑罰修正のための審理は対審を経て行わなくてはならない。この聴聞

は、申請者が拘禁されている場合には刑務所内で実施され、病院に入院している場合や医療的理由から動かせない場合には、医療施設で実施する。申請者が難聴あるいはフランス語が話せない場合には通訳による支援が必ず行われる。その一方で、検察官、有罪宣告を受けた者・弁護人の同意がある場合や、刑罰適用裁判官が刑罰修正の申請を不受理とする場合には、聴聞が開かれないことがある。

決定については、聴聞直後に決定がなされた場合には決定の写しを申請者に交付することにより通知され、その他の場合には検察官に通知される。なお、決定の写しはSDP局長へ送付される。ただし、申請者が刑事施設に拘禁されている場合には施設長へ送付され、申請者へは施設長から写しが渡されることにより通知がなされる。申請者が拘禁されていない場合および修正が認められなかった場合には、本人の請求を受けてその写しが書留にて送付される。

刑罰修正手続きの申請を受けて、下された決定に対して不服の場合には、申請者あるいは検察官は上訴を行うことができる。その場合、申請者あるいは検察官が申請に対する却下の通知を受けてから、一〇日以内に刑事施設長に対して文書を提出しなくてはならない。上訴については控訴院の刑罰適用部よって審理がなされる。この審理も対審を経て行われる。この際、刑罰修正手続きの申請者あるいはその弁護人は上訴がなされてから、一か月以内に刑罰適用部に意見を送ることができる。さらに上訴の審理手続きにおいては、私訴原告人の弁護人が対審に参加し、意見を述べることができる。これらの聴聞と諸資料の審理を経て、刑罰適用部は理由を付した決定により、刑罰適用裁判官・刑罰適用裁判所の決定を維持または取消することができる。上訴審の決定は、まず検察官に通知され、SPIP あるいは收容先の刑事施設所長にその写しが送付される。刑事施設に拘禁されている対象者には施設長から写しが交付され、拘禁されていない場合には書留で直接本人に写しが送付される。この上訴審の決定に対して不服がある場合には、さらに破棄申立てをすることができる。この手続きは判決通知後五日以内に、刑の修正手続きの申請者が施設付きの書

説 記官へ表明することで行うことができる。この表明はなされてから一ヶ月以内に破棄院書記官に通知されなくてはならない。ただし、この際には破棄院に登録している専門弁護士への援助が必要となる。

論 なお、刑罰修正に関する決定は、被害者にも通知されることがある。それは、遵守事項に関する決定の中に被害者への接見禁止命令が含まれている場合である。被害者にはこの禁止命令と対象者がこの命令を遵守しなかった場合に与えられる措置について知らされうる。ただし、被害者が通知を望まない場合、裁判所が被害者の人となりや考慮して通知すべきでないと判断した場合はその限りでない。

刑罰修正が認める旨の決定がなされた場合、申請者はただちに「保護観察 mise à l'épreuve」に付される。ただし、治療を理由とする刑の執行停止の場合には、その限りでない。保護観察対象者には、刑罰修正を認めた刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判所による統制措置 *mesure de contrôle* が実施され、遵守事項が課される。

次にこれらの措置の終了の手続きをみる。刑罰修正措置の継続、停止そして終了を決定するのは、刑罰適用裁判官である。その決定のための資料を集めるのは SPIP の役割である。SPIP は刑罰適用裁判官から対象者の監督を委託され、統制措置および特別遵守事項の遵守状況の監督も行っている。その結果について報告書を作成し、四半期ごとに刑罰適用裁判官に提出する<sup>(368)</sup>。対象者が遵守事項に違反した場合、あるいは「好ましくない行為 *mauvaise conduite*」を行った場合<sup>(369)</sup>には、ただちにそのことに関する報告書を作成し、刑罰適用裁判官に提出する。この報告書を受けて、刑罰適用裁判官は対象者に勾引令状 *mandat d'amener*<sup>(370)</sup> を交付することができる。この勾引令状は司法警察 *police judiciaire* か憲兵 *gendarmerie* に送付される。この送付を受けた司法警察あるいは憲兵は対象者を令状を交付した刑罰適用裁判官のもとへ遅滞なく引致しなくてはならない<sup>(372)</sup>。刑の執行停止あるいは仮釈放の場合には、対象者は一時拘禁に付されることもある。これは、検察官の所見を聴いた後に刑罰適用裁判官が決定し、対象者の居所を管

轄する刑罰適用裁判官によって命令される。一時拘禁後一五日以内に対審がなされなくてはならない。そこで、対象者に対する意見聴取がなされ、その結果を受けて、措置停止が決定される。なお、この対審が開かれない場合には対象者はこの一時拘禁から釈放される。

この対審を経て、刑の執行停止あるいは仮釈放の取消が決定された場合には、元々収容されていた刑事施設に再収容されることになる。これらの措置は自由刑の一執行形態であるので、対象者は残刑からこれらの措置に付されている期間を引いた期間、再収容される。

刑罰修正は対象者の自由剥奪に関する決定であるがゆえに、行政手続きではなく、刑事訴訟法上の手続きが用いられる。このような手続きを経て、治療を理由とする刑の執行停止や高齢者のための仮釈放制度が実施される。

#### 措置の内容

治療を理由とする刑の執行停止ないし、高齢者のための仮釈放制度の両方の措置において、対象者は統制措置として定められている事項および特別遵守事項を遵守しなくてはならない。ここに、これらの措置が活発に利用されていない理由があるとされている。<sup>(37)</sup>

対象者に課される統制措置について刑法典一三二―一三四条は以下のように定めている。対象者は刑罰適用裁判官やSPIPの召喚に応じなければならず、対象者はSPIPの訪問を受け、遵守事項とその遵守状況に関する資料を提示しなくてはならない、就労先の変更、居所の変更、一五日を超える留守、外国に行くことについてSPIPに事前に報告しなくてはならず、留守の場合は帰宅についても報告しなくてはならない。

各刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判所が必要であると判断した場合には特別遵守事項を設定する。具体的には、



説  
以下の項目が挙げられる。就労、職業訓練への参加、定住先の確保、診察・治療・ケアを受けること、家族の一員としての役割を果たすこと、社会保険料の拠出、財力に応じた損害賠償、特定の車両の運転をしないこと、行った犯罪に関係する職業につかないこと、特定の場所に入りしないこと、ギャンブルをしないこと、飲食店に頻繁に出入りしないこと、特定の被害宣告者、特に自身の共犯者とは頻繁に会わないこと、特定の人、特に被害者と関わりを持たないこと、武器を所持しないこと、交通事犯の場合には、自費で交通安全セミナーに参加すること、生命に対する故意犯あるいは性犯罪のことで有罪宣告を受けた場合はその犯行を記録した著作や映像の出版・放映の禁止、司法

機関の決定により監護権を認められた者に自身の子供を委ねること、公民講習の受講、配偶者やパートナー、自身の子供やパートナーの子供に対して行われた犯罪の場合には、別居すること、配偶者の家に近づかないこと。<sup>(36)</sup>

これらの特別遵守事項は、措置実施途中において変更および追加されることがある。その権限は刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判所のみが有している。この決定は書面で対象者に通知される。なお、この決定に際して、刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判官は対象者自身から意見を聴かなくてはならず、対象者はこの決定に対して二四時間以内に控訴できる（対審なしの場合は六日以内）。

遵守事項に違反した場合の対応は、刑の執行停止と仮釈放では異なる。刑の執行停止では、まず刑罰適用裁判官が対象者の医師の診断を受けるよう命じる。<sup>(37)</sup> その一方で、仮釈放については仮釈放が取消され、刑事施設に再収容される。<sup>(38)</sup> ただし、移動型電子監視措置が付されずに仮釈放された場合で、再収容の必要性がない場合には移動型電子監視を付けた状態で仮釈放措置を継続することができる。<sup>(39)</sup>

次にそれぞれの措置の内容についてみる。

治療を理由とした刑の執行停止措置においてのみ、義務付けられているのは定期的な健康診断である。すなわち、

治療を理由とする刑の執行停止の場合には、六カ月一度医師の診断をうけ、刑罰適用裁判官に措置の継続を申請しなくてはならない。さらに、刑罰適用裁判官が診断命令を出した際には、対象者はこれに応じなくてはならない。診断命令は以下の場合に出される。① 対象者の健康状態がこの措置を継続して受けるに値するものかどうかを判断する必要があるとき、② その健康状態がもはやこの措置を受けるに値するものではないとして、この措置の終了を検討するとき、③ 遵守事項に違反したとき、④ 刑の執行停止中に重大な再犯リスクがあると思われるとき、である。

その一方で、仮釈放においてはSPiPによる援助措置 *les mesures d'aide* がなされる。刑法典一三二―四六条はその内容として、社会的、家族的ないし職業的再参入の促進に向けた援助を挙げている。具体的には、SPiPは社会福祉機関等と連携して、求職活動、職業訓練の斡旋、居所の選定、個々のニーズに応じた医療的・福祉的サービスのコーディネート、出所後一時金の給付等の援助を行っている。高齢受刑者における仮釈放の特例の場合には、居所が確保されていることが前提となっているため、特に医療的・福祉的サービスのコーディネートの場合は、居所が制度における各種手当の受給手続きの補助が援助措置の中心におかれるものと思われる。

前述のように、高齢受刑者においては性犯罪の<sup>(30)</sup>かどで有罪宣告を受けた者が多い。中でも、自身の子や孫など親族に対してなされるケースが多いとされている。それゆえ、実際には特別遵守事項として家族への接近禁止が設定されているケースが少なくないと思われる。そのような場合には、家族の手助けが期待できない以上、より充実した援助措置がなされる必要がある。さらに、治療を理由とした刑の執行停止の場合、対象者がほぼ寝たきりであることに鑑みれば、上記のような厳格な受診義務を果たすことは困難であるように思われる。そこから、個々の高齢受刑者の状況——病状、病院へのアクセス、介護ヘルパーの利用状況等——を考慮して柔軟に対応する必要があるのではなからうか。これらの実情を知るためには、刑罰適用裁判官やSPiP等へ実際に調査を行う必要がある。この点は、今後

の課題としたい。

## 論

### 利用状況

高齢受刑者に対して適切かつ十分な医療的・福祉的サービスを確保するための手段として、治療を理由とする刑の執行停止措置および七五歳以上の高齢受刑者における仮釈放の特例制度が創設された。しかしながら、実際にはあまり適用されていないようである。前者については、その手続きの複雑さ、および基準の厳格さから申請そのものが控えられているとの指摘があるが、後者についてもやはり基準の厳格さがその要因となっているようである。

二〇一二年七月四日に開かれた、「二〇〇九年一月二四日の行刑法の適用状況に関する法律の適用状況監査に関する SENAT 委員会」では、この点も議題に挙げられている。その委員会では報告者から行刑法の適用状況と改善のための勧告についての説明がなされ、それを受けて議論がなされている。その中で高齢受刑者に対する仮釈放の特例については、「適用の困難に直面している」と指摘されている。報告者は適用を阻む要素として、「最低拘禁期間」に関する規定を挙げて、この制度に対しては「最低拘禁期間」による制限の適用を除外すべきと主張された。<sup>(38)</sup>

さらに、すでに「最低拘禁期間」による制限がない治療を理由とする刑の執行停止制度があまり使われていない点についても言及している。その中で、診断書を作成する医師たちは高齢受刑者の要介護状態を甘く見ていると批判し、この措置が余り用いられていない点について遺憾の意を示した。<sup>(39)</sup> 実際、この措置の申請にあたり、医師の診断が以下に不適切になされてきたかを示す事例がある。二〇〇九年一月二六日に、LANCOURT 刑務所に拘禁されていた七七歳の男性に対して、裁判所は治療を理由とした刑の執行停止に関する当該対象者の申請を検討した上で、四ヶ月後に診断書の不備訂正を命じた。彼が死んだ日、専門家は常に刑務所に来ているわけではなかったのに、彼の健康状

態、要介護状態、障がいの状態については確認しており、行刑局は刑の執行停止を認める見解を表明したのである。<sup>(386)</sup>

その一方で、高齢受刑者における仮釈放の特例があまり適用されていない背景として、彼らの「危険性」が重要視されている点を指摘している。<sup>(387)</sup> 高齢受刑者の多くは長期受刑者および性犯罪のかどで有罪宣告を受けた者である。彼らは社会にとって「危険」な犯罪を行った者とみなされうる。法制度上は彼らに対しても、刑事施設での処遇では不十分な、あるいは適応できない場合には釈放し、外部機関のケアを受けることを可能としている。しかしながら、実際には多くの留保が用意され、仮釈放の道は広がっていないようである。<sup>(388)</sup> この実態に対して、同委員会報告書では「立法者意思に反している」と批判された。<sup>(389)</sup> 報告者の一人である J. R. LECERF 議員はこの点について、PAPON の釈放時から議論されてきた「世論の不安」が大きいと発言した。<sup>(390)</sup> すなわち、高齢受刑者の尊厳を尊重するための処遇をどのように確保するかについては、なお議論が展開されているところである。それゆえ、今後の議論ないし制度の変遷についても継続的にみる必要がある。<sup>(391)</sup>

## 第二節 高齢受刑者処遇に対する合意と抵抗

ここまで、フランスにおける高齢受刑者処遇に関する議論ないし制度の変遷を見てきた。とりわけ、重大な犯罪のかどで有罪宣告を受けた者について、その医療的・福祉的ニーズがより深刻あるいは、複数ある高齢受刑者の対応のあり方をめぐって合意が得られている部分と抵抗がなお強い部分がある。ここで、その合意と抵抗の対立点を示したい。

まず、高齢受刑者に対しては、その尊厳を尊重するために必要な処遇の質が他の受刑者とは異なるという認識が議論の前提とされている点が重要である。すなわち、一般に高齢者は非高齢者よりも医療的・福祉的ニーズが大きい。

説論

それゆえ、高齢者のための医療ないし福祉制度が設けられている。同様に、高齢受刑者も非高齢受刑者よりも大きなニーズを有する。それゆえ、彼らの健康そして生命を保護するためには、それらのニーズへの適切かつ十分な対応が必要となる。そして、拘禁刑が彼らの健康ないし生命を剥奪する性格を有さない以上、これらの対応は受刑者が自身の権利に基づいて要求することができるものであり、政府はその要求にこたえる義務を有する。

高齢受刑者処遇に関するこのような理念は、DAPONの釈放をめぐる二〇〇一年六月七日のヨーロッパ人權裁判所決定によって方向づけられた。そこでは、「非人道的もしくは品位を傷つける取扱い」を禁ずるヨーロッパ人權条約三条を根拠として、政府は高齢受刑者が必要とする医療的・福祉的対応を確保する義務を有し、刑事施設内でそれらの対応をとることが困難な場合には対象者を釈放して、外部の専門機関につなげなくてはならないとされた。この勧告をうけて、フランスでは高齢受刑者が有する医療的・福祉的ニーズへの確保という視点については一定をコンセンサスが形成されてきた。そのようなコンセンサスのもと、刑事施設内での高齢受刑者に対する医療的・福祉的対応の確保、および外部機関での対応が必要な場合の釈放措置の創設という二つの方向で努力がなされてきた。

しかしながら、これらの努力はいまだ不十分であるように思われる。フランスの財政状況は逼迫しており、新たな刑事施設の建設およびバリアフリー化等の改築は非常に困難である。そこで、特に熱心に釈放のための措置について議論が展開されてきた。しかしながら、この釈放の措置に対しては、「処罰」ないし「安全」の観点から多くの制約がなされている。それゆえ、実際に外部機関での対応を必要としても実際に釈放が認められ、外部機関で医療的・福祉的ケアを受けることができる高齢受刑者は非常に少ない。高齢受刑者に対しては「支援」を行うことにコンセンサスがあるにもかかわらず、なぜこのような制約がかけられているのか。その要因はまさにフランスにおける高齢受刑者の特徴にある。フランスでは、軽微な高齢犯罪者に対しては、非高齢者よりも非拘禁的措置が用いられやすい傾向

にある。それゆえ、実際に拘禁的措置に付されるのは高齢有罪人員の一〇%にも満たない。すなわち、拘禁されている高齢受刑者の多くが「社会にとって危険な犯罪」を行ったとされる長期受刑者や性犯罪のかどで有罪宣告を受けたものである。そこから、彼らを釈放すれば社会に動揺をもたらすとして、「処罰」ないし「安全」の視点から彼らの釈放に対して強い抵抗がなされている。したがって、高齢受刑者の早期釈放を積極的に用いることへの抵抗の「位置」も日本と異なるのである。さらに、抵抗の「強さ」も日本とは異なっている。すなわち、先の KOUCHEL のコメントや国内人権諮問委員会の勧告<sup>(38)</sup>にも見出すことができるように、犯罪の軽重に関わらずそのニーズへの対応を確保する手段として早期釈放を用いるべきとの見解も強く示されている。

フランスにおいても高齢受刑者処遇に関して、克服すべき課題は少なからずある。しかしながら、高齢受刑者に対してはその犯罪を問わず個々の特性を考慮した支援がなされなくてはならない、という点にコンセンサスが得られている点は注目すべきである。そのような処遇こそが彼らの健康、生命、そして尊厳を守るために必要なものと考えられるからである。さらにそれらの保障は、まさに社会参入の第一段階である。それゆえ、高齢受刑者処遇としては、彼らの特性を理解し、彼らの尊厳を尊重するためにそれらに応じた適切かつ十分な対応を実施することが目指される必要がある。それにもかかわらず、フランス以上に高齢受刑者への対応が問題となっている日本においては、このような議論はほとんど展開されていない。その中で、軽微な財産犯の高齢受刑者に対してすら、早期釈放は消極的にしか用いられてない。そこで、次ここで示したフランスにおける議論ないし制度状況をふまえながら、日本における高齢受刑者への不適切な対応の根源にある問題点を明らかにしたうえで、フランスの議論状況から示唆を得て日本の法制度を前提としても高齢受刑者に対して、その医療的・福祉的ニーズへの適切かつ十分な対応を確保するためには早期釈放制度の積極的活用が必要であることを示す。

- (261) SÉNAT, Rapport n° 271, 17 avril 2001.
- (262) ヨーロッパ議会が一九九八年二月十七日に行った決議 [OJ C98, 9.4.1994, p. 299.] にあり、被拘禁者の権利及び義務を規定する法的な枠組みを定める「行刑基本法」を作るための促進された [Projet de loi pénitentiaire, n° 495, déposé le 23 juillet 2008, p. 3].<sup>30</sup> 二〇〇〇年の SÉNAT と ASSEMBLÉE NATIONALE の拘禁状況に関する調査を受け、二〇〇〇年一月には当時の JOSPIN 首相が国立行刑学校 Ecole Nationale Administration Penitentiaire : ENAP において行刑法の制定を宣言した。この宣言を受ける形で行刑法案が準備され、提出されるも可決されなかった。
- (263) この法案は全二二条のものであった。
- (264) SÉNAT, Rapport n° 271, 17 avril 2001, p. 3.
- (265) SÉNAT, Proposition de loi n° 115 relative aux conditions de détention dans les établissements pénitentiaires et au contrôle général des prisons, 30 novembre 2000.
- (266) SÉNAT, Avis présentée par M. Pierre FAUCHON, 16 janvier 2002, p. 38. L. MORTET, *La suspension médicale de peine*, 2007, p. 19. *Le Monde*, 20 septembre 2002. 辻 BADINTER と PAPON 釈放を支持するコメントがこの法案に大きな影響を与えたといわれる。
- (267) *Ibid.*, p. 16.
- (268) *Ibid.*
- (269) *Ibid.*, p. 17.
- (270) 二〇〇一年四月二十六日の第一読会の議事録 <http://www.sénat.fr/seances/s200104/s20010426/sec20010426006.html> を参照した。
- (271) この法案につき、CÉRÉ は死期が迫った受刑者の処遇のあり方は大きな課題であり、この法案は「必ず可決されるだろう」と述べた [CÉRÉ, *op. cit.*, p. 23381]。
- (272) SÉNAT, Avis présentée par M. Pierre FAUCHON, *op. cit.*, p. 35. この「刑事施設における拘禁状況および刑務所における統制に関する法案」に関する一連の議論には政治的背景があったと思われる。このことは、SÉNAT において行刑法案準備作業が難航し二〇〇二年の大統領選挙に間に合わない」という趣旨の説明がなされている [SÉNAT, Rapport n° 271, 17 avril 2001, p. 3]、つとからも明らかである。この法案が審議された、二〇〇一年は一九九七年 ASSEMBLÉE NATIONALE

- 選挙における左派の勝利を受けて、いわゆるロアビタシオンの状態にあった。大統領は右派共和国連合の J. CHIRAC が、首相は左派社会党の L. JOSPIN が務めていた。VASSEUR の著書を受けて、刑事施設問題が政治的な問題になっていたことと「赤池前掲 (二〇〇三) 八頁」と併せて考えると、この法案は二〇〇二年の大統領選のためのキャンペーンの一つであったように思われる。二〇〇二年の大統領選は、JOSPIN も有力視されていたものの、第一回投票で敗れた。決勝投票は CHIRAC 対 Le Pan と、右派対右派で争われ、CHIRAC が勝利した。なお、本法案を作成した議員は、右派共和国連合所属 J. J. HYEST と左派民主社会欧州連合グループ所属 G. P. CABANEL であった。
- (273) この草案こそが、SÉNAT において、準備作業が難航していると指摘された行刑法草案である。
- (274) G. LORHO = P. PÉLISSIER, *Droit des peines*, 2003, p. 41 は、「刑事訴訟法典七二〇—一條は」 Maurice PAPON のケースを考慮した状況法 loi de circonstance である」と評価している。MORTET, *op. cit.*, 132 は、このような指摘は複数の論者によってなされていたと指摘する。
- (275) Les documentations de travail de SÉNAT, 20 novembre 2001, はヨーロッパ諸国の高齢受刑者の釈放に関する制度として以下の制度を紹介している。スペイン、イタリアでは決定にあたり受刑者の年齢も考慮される処分を採用している。イギリス、デンマークでは高齢受刑者はその健康状況に鑑みて刑の執行形態が修正される可能性がある。最後にベルギーには、満期釈放前の高齢受刑者に対してなされる措置は恩赦以外ない。
- (276) ASSEMBLÉE NATIONALE, *Projet de loi n° 3258, relatif aux droits des malades et à la qualité du système de santé*, 5 septembre 2001, p. 6.
- (277) ASSEMBLÉE NATIONALE, SÉNAT, *Rapport*, 8 février 2002, p. 160. この背景には、当時行刑法の立法作業が困難を極めていた点があると思われる。FAUCHON は死期が迫った受刑者に対しては即座の対応が必要であったため、いつ制定されるか予想できない行刑法に本規定を入れることは適切ではないと判断した [*ibid.*, p. 22, M. P. FAUCHON SÉNAT 議員発言]。
- (278) MORTET, *op. cit.*, p. 128.
- (279) *Ibid.*, p. 22, ASSEMBLÉE NATIONALE, M. C. EVIN 議員発言。
- (280) *Ibid.*
- (281) 二〇〇四年三月九日の法律 (二〇〇五年一月一日施行) により、刑罰適用裁判所 tribunal d'application des peines に改組



られた。

- (282) C. A. SCHMANDT, *La suspension de peine pour raisons médicales*, Mémoire présenté et soutenu en vue de l'obtention du Master Droit <recherche>, mention <droit pénal>, Lille 2, université du droit et de la santé, Ecole doctorale des sciences juridiques, politique et sociale, Faculté des sciences juridiques politiques et sociales 2006, p. 81. しかしながら、この措置が最初に用いられたのは HIV に感染し、かつ右半身まひの患者であった [JAP, Toulouse 23/05/2002, n° de decision 2002/00269]。Toulouse における MURET 拘禁センターに収容されていた彼は権力を有する者による強姦 *viol commis une personne avant autorité sur la victime* のかどに重罪禁錮八年を言い渡されていた。彼に対しては、刑の執行停止にあたり、遵守事項として以下の点が設定された。① 居住先あるいは GIRONDE 県にある医療施設に自身の居所を定めること、② 刑罰適用裁判官が命じた全ての診断を受けること、③ SPP 職員の訪問を受け、遵守事項の遵守状況を確認することができるとような資料を提供すること、④ 外出できるほどの健康状況になった場合には刑罰適用裁判官あるいは SPP 職員の召喚に応じること、の四点である。
- (283) 検察官は PAPON に対する刑の執行停止に肯定的であったと述べた [Liberation, 5 septembre 2002]。
- (284) Liberation, 25 juillet 2002. 反対に、Le Monde 紙は PAPON の釈放に肯定的な意見を多く掲載した。
- (285) この刑罰適用裁判官の判断については、PAPON の「社会参入」を個別的に考慮したのではなく、世論の「我々は彼の釈放を望まないし、私訴原告人をあざけり笑う」とはべきなり」という PAPON への非難の声を代弁したものであるとの見解もある [Ibid.]。
- (286) Liberation, 25 juillet 2002. MORTET, *op. cit.*, p. 134.
- (287) PAPON の代理人がこの発言が後の立法に大きな議論を生ぜしめた [MORTET, *op. cit.*, p. 134]。まず、二〇〇三年五月七日の通達によって以下のような規定がなされた。すなわち、治療を理由とする刑の執行停止措置が取られる場合、最も危ない場合を想定して、公共の秩序へ生ぜしめうる影響については司法省刑事事件および恩赦局へ事前の報告書を提出しなくてはならない。さらに、二〇〇九年一月二四日の行刑法により改正された刑事訴訟法典七二九条に「公共の秩序への動揺」という文言が入れられた。
- (288) Liberation, 5 septembre 2002.
- (289) 出所する PAPON に対して、沿道から「刑務所に戻れ!」、「対独協力者! 独裁主義者! 人殺し!」という罵声が浴

- ひせられた [Le Monde 20 septembre 2002]。やがて、自力で歩行して出てくる PAPON の姿が報道されると彼の健康状態への治療のための刑の執行停止を適用は正当なものであったのかという議論が引き起された [SCHMANDT, *loc.cit.*]。
- (290) Le Monde, 19 septembre 2002.
- (291) MORDET, *op. cit.*, p. 133.
- (292) B. KOUCHNER, *Le premiere qui dit la verité...* 2002, p. 204.
- (293) Le Monde, 20 septembre 2002, Libération, 19 septembre 2002.
- (294) 当時 S l'Observatoire international des prisons の代表 T. LEVY と「この措置が全ての受刑者に適用されると期待する」コメントによる [Libération, 19 septembre 2002]。やがて、同性愛者の HIV 患者を支援するアンシマシオン Act-Up はこの点について以下のコメントを発表している。すなわち「PAPON の釈放の後に他の病気の受刑者の釈放もなされなければ、この決定は世間のひんしゅくを買うもの scandaleuse となるだろう」 [Libération, 19 septembre 2002]。
- (295) Le Monde, 20 septembre 2002.
- (296) 迅速な手続きの必要性を述べる根拠として末期癌の高齢受刑者が行った恩赦申請が彼が死亡後もなお審理中であった、という事例が引用された [Le Monde, 20 septembre 2002]。
- (297) Le Monde, 20 septembre 2002. この視点は、まさに現在の日本の日本の刑務所における高齢受刑者処遇を考える上で重要な視点となるように思われる。
- (298) SCHMANDT, *op. cit.*, p. 18.
- (299) *Ibid.*
- (300) Le Monde, 5 novembre 2002.
- (301) 二〇一三年二月に TOULOUSE 管区保安病院 l'Unité hospitalière sécurisée interrégionales : UHSI において聞き取り調査を行った際に、以下のような運用についても話を伺った。入院を要する場合であっても、治療を理由とした刑の執行停止措置を認めて入院させるか、あるいは入院中の病室に監視をつけて刑の執行を継続するかは担当の刑罰適用裁判官の判断による。ただし、死期が迫っている場合には、本人が望む場所で死期を迎えることができるよう釈放することが多い、とのことであった。
- (302) Le Figaro, 16 mai 2006, SCHMANDT, *op. cit.*, p. 83. 拙稿「受刑者における『塙の外で死ぬ』権利」、犯罪社会学研究三八

- 号(二〇一三)一七五頁。
- (303) BÉRARD, *op. cit.*, p. 42<sup>2</sup> 赤池前掲(二〇〇七)一六五頁。
- (304) BÉRARD, *op. cit.*, p. 21. 赤池前掲(二〇〇七)一六五頁。
- (305) SCHMANDT, *op. cit.*, p. 115.
- (306) つわゆる Perben II 法である。この法律は組織犯罪への対応の強化を柱としているが、刑事手続きの改正や新たな犯罪類型の創設等刑事法のあらゆる領域におよぶ改革を行った [Perben II 法のごくつは J. É. SCHOETTLE, *La loi "Perben II" devant le Conseil constitutionnel*, GAZETTE DU PALAIS, dimanche 11 au jeudi 15 avril 2004, p. 893 et s. を参照した]。この法律には「治安強化」の色彩が色濃く見出されると指摘されている [J. P. LEVY, *Pénalisation et répression: adaptation à la criminalité ou dérive sécuritaire ?*, GAZETTE DU PALAIS, mercredi 12 au jeudi 13 mai 2004, p. 1552<sup>2</sup> 白取前掲九六頁]。
- (307) ただし、この Perben II 法における改正は、まだ「刑事訴訟法典七二〇—二〇一一条」[危険性 la dangerosité]「秩序あるものは公共の安全 l'ordre ou de la sécurité publique」[累犯あるものは再犯のリスク le risque de récidive ou de renouvellement de l'infraction]、と言った文言は挿入されなかった [M. HERZOG-EVANS, *La suspension médicale de peine et la sécurité publique état des lieux*, Revue pénitentiaire et de droit pénal, 2005 n°2, 311et s.]。
- (308) この規定は、すでに刑の執行停止を命じられた者をも対象としようとしたため、PAPON にも六カ月ほどの受診義務が課せられた。
- (309) Le Figaro, 16 mai 2006.
- (310) Le Figaro, 16 mai 2006.
- (311) Le Figaro 16 mai 2006. Les prisons doivent s'adapter au <papy-boom>.
- (312) PDARBED, *La programme 4000: des prisons sûretés et humaines*, RSC 2003, p. 396.
- (313) Cour des comptes, *Garde et réinsertion, La gestion des prisons*, 2006, pp137 et s.
- (314) ASSEMBLÉE NATIONALE, n°406, Proposition de loi, 28 novembre 2002, p. 3. ASSEMBLÉE NATIONALE, n°1805, Proposition de loi, 22 septembre 2004, p. 3.
- (315) MARIANI の高齢受刑者を釈放する、というプロローナは PAPON の釈放から着想を得たと指摘されている [H. CLEMENCE, *La prise en charge des détenus âgés*, 2010, <http://droit-privé-et-contrat.oboulo.com/prise-charge-detenus-ages->

- 118136.html, p.17]。
- (316) 本法案理由書には、対象を「七三歳以上」の高齢受刑者とした理由については明記されていない。しかしながら、当時のフランスの平均寿命が七三歳であったことから、MARIANIは平均寿命を参考にしたもの指摘されている [CLEMENCE, *loc.cit.*]。
- (317) *Ibid.* (こ)に、なお高齢受刑者に対する早期釈放への抵抗を見出すことができる。ただし、MARIANIの法案では性犯罪や法律上の累犯といったいわゆる「危険な犯罪」は適用対象外とされている。すなわち、この規定の対象となりうるのは初犯あるいは、法律上の累犯ではない盗罪や詐欺といった犯罪であり、これらの犯罪につき実刑判決を受ける高齢受刑者は非常に少ない [赤池前掲 (二〇〇六)、六四頁]。この事実から法案に反対した議員の不安は、まさに浜井教授が指摘する「治安悪化神話」に基づくものであるように思われる [浜井浩一「第二章 日本の治安悪化神話はいかに作られたか」浜井前掲書 (二〇一一年) 六六頁]。
- (318) 赤池前掲 (二〇〇六)、六四頁。
- (319) 「勾留されている被告人に対しては、裁判所は、事件のいかなる段階においても、特別の保安処分を正当化する種類の要素が存するときは、理由を付した特別の決定をもって、勾留を継続することができる。この決定の執行のために、令状はその効力を継続する」。
- (320) 「第四六四条一項に定める場合において、それが一般法の軽罪に関するもの、かつ、言渡した刑が執行猶予を付さない一年以上の拘禁刑であり、特別の保安処分を正当化する種類の要素が存するときは、裁判所は、理由を付した特別の決定をもって、被告人に対して勾留状または勾引勾留状を発することができる。勾引勾留状は、異議申立てを受けた控訴院が刑を一年未満の拘禁刑に減軽したときも、なおその効力を継続するものとする。軽罪裁判所が発した勾留状は、控訴の申立てを受けた控訴院が拘禁刑を一年未満に減軽したときも、なおその効力を有する。」
- (321) J. BÉRARD, *Démagogie pénale, mesures humanitaires*. Dedans-Dehors. Vieillir et mourir en prison. <http://www.ojp.org/nos-publications/dedans-dehors/doissier-vieillir-et-mourir-en-prison>. 赤池前掲 (二〇〇六)、六四頁。
- (322) 国内人権諮問委員会は、人権の促進と保護に関するフランス国内の組織である。立法や政策等における人権上の諸問題の解決を政府に勧告する役目を有している [http://www.cncdh.fr]。
- (323) CNCDH, *Etude sur l'accès aux soins des personnes détenues*. [http://www.cncdh.fr/IMG/pdf/Etude\\_soins\\_personnes\\_](http://www.cncdh.fr/IMG/pdf/Etude_soins_personnes_)

detenues\_190106.pdf

- (324) *Ibid.*, p. 14.
- (325) 当時の大統領は共和国連合の N. SARKOZY、首相が共和国連合の F. FILLON であった。
- (326) SÉNAT, *Projet de loi pénitentiaire*, n° 495, 28 juillet 2008, p. 4.
- (327) 同条文には、具体例として労働活動への参加、学科教育もしくは職業訓練への参加、就労セミナーへの参加、派遣労働、家族行事への参加、治療の受診、被害者への賠償を行った場合が挙げられている。
- (328) CNCDH, *Avis sur le projet de loi pénitentiaire*, [http://www.cncdh.fr/IMG/pdf/08\\_11\\_06\\_Avis\\_sur\\_le\\_projet\\_de\\_loi\\_penitentiaire-2.pdf](http://www.cncdh.fr/IMG/pdf/08_11_06_Avis_sur_le_projet_de_loi_penitentiaire-2.pdf)
- (329) さらに、この留保は、一件でもトラブルが生じてしまうと裁判官が仮釈放に対して消極的になる可能性があることを考慮して入れたものであるとも批判している [ibid. p. 14]。
- (330) SÉNAT, *Rapport de commission*, n° 143, 17 décembre 2008, p. 55 et s.
- (331) *Ibid.*
- (332) それゆえ、現在、施設利用者の多くが、家族の手には負えないほどの、重度の要介護状態にある八〇歳以上の超高齢者でも多く見られる [F. TUGORES, *La clientèle des établissements d'hébergement pour personne âgées*, *Études et Résultats* N° 485, DRESS, p.2]。
- (333) それでも、刑事施設を出所した後に高齢出所者の多くが入所する施設は老人ホームであると指摘されている [ibid.]。
- (334) 同法によって挿入された刑事訴訟法典一四四条は、未決拘禁が命じられうる、あるいは、延長されうる条件について規定している。同条七項は「犯罪の重大性、その犯罪状況、引き起こした侵害の重大性から生じる例外的かつ継続的な社会への動揺を終結させること。この動揺は事件に関するメディアの影響のみから生じえない。従って、本項は軽罪には適用されえない」となっている。
- (335) SÉNAT, 17 février 2009, p. 31.
- (336) *Ibid.*, p. 52.
- (337) ASSEMBLÉE NATIONALE, *Rapport d'information*, n° 1900, 8 septembre 2009, p. 329.
- (338) SÉNAT, *Rapport supplémentaire*, n° 201, 7 février 2009, p. 11.

- (339) この BENISTI 議員発言の根底には「高齢受刑者は危険な存在であり、受刑者の人権および自由は刑事施設内の秩序維持を理由として制限することができる」といった考え方がるように思われる。それゆえ、仮釈放はあくまでも善行保持した受刑者への「恩恵」に他ならないのである。この考え方は、現在の日本の刑務所運営においても支持されているようである。「たとえば、林眞琴、北村篤、名取俊也『逐条解説 刑事収容施設法』(二〇一〇)三〇九頁など」。このような意見が議会において多数派として扱われない点が日本とフランスの大きな差であるように思われる。
- (340) 前述のとおり、六〇歳以上の高齢者においては非高齢者よりも、非拘禁措置が多く言い渡される傾向にある[「グラフ一、一四参照」]。
- (341) SÉNAT, ASSEMBLÉE NATIONALE, Commissions mixtes paritaires, p. 20.
- (342) Décision du Conseil constitutionnel, n°2009-593 du 19 novembre 2009.
- (343) 行刑法は二〇〇九年一月二六日に施行された。ただし、たとえば、未決拘禁代替策として導入された電子監視付居住指定 assignation résidence avec surveillance électronique に関する規定などの一部については二〇一〇年四月一日の Décret n° 2010-355 du 1<sup>er</sup> avril 2010 によって施行された。
- (344) Circulaire du 10 novembre 2010 relative à la présentation des dispositions de la loi pénitentiaire n°2009-1436 du 24 novembre 2009 relatives au prononcé des peines et aux aménagements de peines, NOR: JUSDI028753C.
- (345) 刑法典一三二―一三三条の規定は以下の通りである。
- 「法律で特別に定められた諸犯罪のことで執行猶予なしの一〇年以上の自由刑を宣告された場合には、一定の拘禁最低期間の間、刑の執行停止もしくは分割、非刑事施設への収容、外出許可、半自由および仮釈放の措置を受けることができない。拘禁最低期間は執行されるべき刑罰の半分あるいは、重罪の無期懲役刑を宣告された場合には一八年とする。
- 重罪院もしくは軽罪裁判所は特別な決定をもって、その期間を刑罰の三分の二まで、あるいは重罪の無期懲役を宣告された場合については二二年まで延長することができる。
- その他、執行猶予なしの五年を超える自由刑を宣告された場合には、裁判所は被告人が一項に定める刑罰の執行形態のうちいずれも受けることができない拘禁最低期間を定めることができる。その期間は宣告刑の三分の二を、あるいは重罪の無期懲役刑の場合には二二年を超えることができない。
- 拘禁最低期間の間に認められた刑期の短縮にはこの期間を除く刑期のみが算入される」。

ただし、治療を理由とした刑の執行停止については、受刑者の生死にかかわる緊急事態であるため、この規定は適用されない。

- (346) なお、この通達では以下の点も言及されている。すなわち、「この規定は、一五年を超える拘禁最低期間が設定された有罪宣告の場合、仮釈放は対象者が半自由あるいは電子監視に一年間から三年間付されるまでは認められえないとする刑事訴訟法典〔旧〕七二〇―五条の規定の適用を妨げない」。刑事訴訟法典〔旧〕七二〇―五条は以下の通りである。

「一五年を超える拘禁最低期間が設定された有罪宣告の場合、一年から三年の半自由もしくは電子監視に付されるまでは仮釈放は認められない。

残刑が三年未満の場合を除いて、刑事訴訟法典七二―七条に定める条件を満たす場合に、刑罰適用裁判所 *le tribunal de l'application des peines* : TAP は半自由もしくは電子監視を命じることができ」。この規定は二〇一二年一月一日に削除された。

- (347) なおフランス刑法典において、「強姦 *viol*」は男性が女性に対して行う行為のみを指すのではない。すなわち、刑法典二二―二三条は「暴力、強制 *contrainte*、脅迫もしくは不意打 *surpris* を用いてなされた、性的な挿入行為 *acte de pénétration sexuelle* はすべて強姦である」と定義している。

- (348) この点については二〇一二年七月四日に行われた *SENAT* の二〇〇九年行刑法の適用に関する委員会 *J. R. LECLERC* 議員も指摘している [SENAT, Rapport d'information, n°629, 4 juillet 2012, p. 83]。

- (349) 二〇〇九年行刑法二二条は行刑局に被収容者の年齢、健康状態、障がいおよび人となりを考慮して、彼らの尊厳および権利を遵守することを義務付けている。すなわち、「行刑局は全ての被拘禁者の尊厳ないし権利を尊重しなくてはならない。これらの尊厳ないし権利は拘禁から生じうる制約、行刑施設内の安全および秩序維持、再犯防止、被害者の利益の保護以外の制約を受けない。これらの制約にあたっては被拘禁者の年齢、健康状態、障がいおよび人となりが考慮される」としている。

- (350) 以下、*B. BOULOC, Droit de l'exécution des peines*, 2011, p. 254 et s. を参照した。

- (351) 刑罰修正は対象者の社会参入を促進するための「刑の個別化 *individualisation de peine*」を実現するものである。この点について、*BOULOC, op. cit.*, p. 331 は以下のように指摘する。すなわち、治療を理由とする刑の執行停止については、社会参入ではなく、人道主義的要請 *ordre humanitaire* に基礎を置くものである。その意味で他の刑罰修正措置とは性格が異なる。

- る。
- (352) 以下「OIP, *op. cit.*, (2006), p. 15 et s., p. 115., p. 124 et s. 赤池前掲(二〇〇六)六六頁以下を参照した。
- (353) 受刑者は刑務所収容直後から SPIP と面会することができる。ただし、受刑者との面談は SPIP の義務ではない。あくまでも、SPIP の支援は受刑者本人の任意に基づくものである。なお、面談においては、SPIP と受刑者との会談を外に聞こえない状況で行うために、特別区画や日中の拘禁区画が用いられている。必要に応じて、対象者の居室、面会室、事務室で行われることもある。
- (354) SPIP が受刑者の請求に応じない場合には、受刑者自身が外部のアンシアシオンと接触し、刑罰修正計画の作成について援助を求めることができる。
- (355) 非高齢受刑者における仮釈放申請の場合には、特に「社会復帰の意欲」が重視される。具体的には、刑罰修正計画における求職活動や職業訓練を採る活動がこの点を評価する一つの基準となる。それゆえ、SPIP の援助のもと、刑務所収容時から雇用、実習、職業訓練を提供する組織・企業へアクセスすることの重要性が強調されている [OIP. *Le guide du sortant de prison* (2006), p. 59]。
- (356) 刑務所出所者を専門的に支援するアンシアシオンもあるが、一般の福祉的施設もよく利用しているようである。介護を要しない高齢者のための福祉施設としては老人ホームがある。しかしながら、実際には「刑務所出所者」であるがゆえに、入所は簡単ではないと指摘されている [Association pour la communication sur prison et l'incarcération en Europe. *Veilleissement de la population carcérale : Quel accompagnement pour les détenus ?*, <http://prison.eu.org/spip.php?article2558>]。
- (357) Lot-et-Garonne 県 Agen の刑罰適用裁判官 C. AZEMIA 氏によれば、申請のうち六〇%程度は許可して貰うとのことである [二〇一二年二月段階]。
- (358) 外出許可については刑事訴訟典 D 一四三条において、宣告刑が五年以下のものもしくは、五年以上の自由刑を宣告されたが半分以上の執行が終わっているものに対して講じることができると定められている。
- (359) PAPON に対する刑の執行停止をめぐる議論でも言及されていたように、刑罰修正に当たっては被害者への賠償も重要視される。それは、被害賠償は対象者の再参入の意思の表明として評価されるからである。刑務所内労働に就いている受刑者においては、賃金等から被害者への賠償金が天引きされるが、さらに天引き分を超す賠償金の支払いを行っている場合には



- 「社会復帰に対する真摯な努力」があると評価されうる [OIP, *loc. cit.*]。
- (360) 申請者が少年の場合には、弁護人の援助を受けなくてはならない。なお、弁護士の援助を受けるにあたっての費用については訴訟扶助制度を利用することができ [ibid, p. 60]。
- (361) 一〇年の軽罪禁錮刑よりも重い刑罰に処されている受刑者が治療を理由とする刑の執行停止あるいは仮釈放を申請する場合には刑罰適用裁判所に申請を行う。刑罰適用裁判所は、三名の刑罰適用裁判官から構成され、一名が裁判長、二名が陪席を担う [ibid, p. 61]。
- (362) なお、半自由、非刑事施設への収容、電子監視、刑の執行停止・分割に関する申請、外出許可、刑期の短縮を申請する場合は、刑罰適用裁判官に申請を行う。刑の執行停止、治療のための執行停止、仮釈放を申請する場合には、宣告刑が一〇年以下の軽罪拘禁刑であれば刑罰適用裁判官に、それ以外は刑罰適用裁判所に申請を行う [ibid]。
- (363) 刑罰修正申請に対して却下・宣告猶予となった場合、同種の措置の申請は、刑罰適用裁判官が権限を有する措置については一年、刑罰適用裁判所が権限を有する措置については二年、外出許可・刑期の短縮については六月を越えるまで再度申請することができ [OIP, *loc. cit.*]。
- (364) 被害者・私訴原告人は自身のおよび申請者の弁護人に自身の情報を送付しないように申立てることができる。なお、被害者保護の観点から、刑罰適用裁判官および刑罰適用裁判所は被害者の精神的な利益や財産の保護を考慮して、決定前の刑罰適用裁判所は有罪宣告を受けた者の収容の一時停止か確定かの決定をすることができる。さらに、被害者は直接あるいは弁護士を通して、意見を表明することができる。ただし、当該被害者は意見表明権がある旨の通知を受けて一五日以内に行わなくてはならぬ [ibid]。
- (365) この点について、二〇〇九年行刑法七九条により、緊急を要する場合には受刑者を引き受ける保健衛生機関の責任者である医師あるいはその代理人が作成した診断書をもとに命じることが可能となった [ibid]。
- (366) 治療を理由とする刑の執行停止措置においても、二〇〇五年一月二日の累犯者処遇法一〇条により、刑事訴訟法典七二〇—一一条に「再犯 *renouvellement de l'infraction* の重大なリスクがある場合は「この措置の対象から」除外する」との文言が挿入された。類似した犯罪類型の再犯を指す「*récidive*」との文言ではなく、「*renouvellement de l'infraction*」という文言を取って使っている点で、受刑者にとってより厳格な判断がなされていると思われる。
- (367) 刑罰適用裁判官が保有する、申請者に関する書類へのアクセスに関する法規定・判例はないが、SPLP スタッフの同席と

その仲介がある場合にのみ、申請者は自身の再参入と保護観察に関する書類については閲覧することができる。ただし、公共の安全や他人のプライバシーを侵害しうる資料については閲覧が認められない [OIP, *op. cit.*, (2006), p. 60]。

(368) その報告書の中で、特別遵守事項の変更・追加に関する提言も行っている。この変更・追加について、刑罰適用裁判官が同意し、対象者に命じたにもかかわらず、対象者がそれを拒否した場合には、措置停止の決定がなされる。なお、半自由および非刑事施設への収容の場合には、収監記録 *mandat de dépôt* 上、拘禁が継続していると扱われる。その際には、施設長も監督者となる。具体的には、対象者が懲罰処分が予定されている事柄をしていないかどうかについて監督を行う。不遵守の場合には、再拘禁を決定することができ [OIP, *op. cit.*, (2006), p. 73]。

(369) 日本の更生保護法五〇条一項に定める「善行保持」義務違反にあたるものと思われる。

(370) 特別遵守事項において設定された時間内に施設に戻らない場合、刑罰適用裁判官および SPIP の召喚に応じない場合には、「好ましくない行為」ではなく「脱走」とみなされうる。この場合、まず刑罰適用裁判官が勾引勾留令状を交付することができる。なお、身柄確保まで刑罰は執行停止扱いされる。脱走したと認定された全てのケースにおいて、脱走に関する軽罪が成立する。この犯罪には、三年の軽罪禁錮刑および罰金四五〇〇ユーロが予定されている。ただし、脱走が暴力、住居侵入、贈賄を用いて行われた場合には五年の軽罪禁錮刑および罰金七五〇〇ユーロが科される。「刑法典四三二二七条」。脱走のことで言渡された刑罰は、執行中の刑罰に追加される [OIP, *op. cit.*, (2006), p. 79]。

(371) 勾引令状は予審裁判官あるいは自由と拘禁裁判官 *le juge des libertés et de la détention* [予審対象者を勾留するか否かの決定を行う裁判官] が、直ちに対象者を彼らの面前に引致するよう公権力に対して要請するための令状である「刑事訴訟法典一二二条」。なおこの令状には、対象者の身元、問題となっている行為の内容、罪名、適用条文が記載されている [OIP, *op. cit.*, (2006), p. 73]。

(372) なお、対象者が逃走中あるいは外国に居住している場合には、刑罰適用裁判官は勾引勾留令状 *mandat d'arrêt* [刑事訴訟法典一二二条によれば、勾引勾留令状は予審裁判官あるいは自由と拘禁裁判官が、公権力に対象者を捜査するために勾留するにあたり、上記裁判官が指定した拘置所に対象者を引致することを命じるための令状である] を交付することができる。この令状により、警察による対象者に関する捜査、対象者を刑罰適用裁判官の面前へ引致すること、そして対象者を拘置所に引致することが可能となる。なお、この令状が交付された後、執行されるまで刑罰修正措置は停止される。なお、対象者の身柄確保から二四時間以内にその身柄は検察官のもとへ引致され、その後すぐに刑罰適用裁判官のもとへ引致されること

になっている。この際、勾引勾留令状を交付した刑罰適用裁判官の面前ではなく、まずは対象者身柄確保地から二〇〇キロ以内の刑罰適用裁判官のもとに引致される。なお、ただちに対象者を引致することができない場合には、自由と拘禁判事および刑罰適用裁判官が到着するまでの間、拘禁を命令することができる。ただし、裁判官は軽罪の場合には八日以内、重罪の場合には一か月以内に到着しなくてはならない。二〇〇キロよりも遠くに刑罰適用裁判官がいる場合には、検察官が対象者を最も近い拘置所に収容するために令状を執行する。なお、その執行について刑罰適用裁判官に通知がなされてから四日以内に対象者を刑罰適用裁判官のもとに引致しなくてはならず、[OIP. *op. cit.* (2006), p. 76.]

(373) 対審に際して、対象者あるいはその弁護士は防衛の準備期間を要求することができる [ibid.]。

(374) Le Figaro, 16 mai 2006.

(375) BOULOC, *op. cit.*, p. 365 et s.

(376) 刑事訴訟法典七二〇—一一条。なおこの文言は、二〇〇四年三月九日法により追加された。

(377) BOULOC, *op. cit.*, p. 314.

(378) フランスにおける電子監視には固定型電子監視と移動型電子監視とがある。固定型電子監視は自宅もしくは「刑罰適用裁判官によって」指定された居所に、「刑罰適用裁判官によって」指定された時間滞在しているかどうかを監視される。具体的な仕組みは以下の通りである。対象者の手首あるいは足首にブレスレット型の発信機が装着され、そこから信号が発せられる。その信号は自宅もしくは居所の電話線を通じて、行刑局が管理する中央コンピューターに送られる。対象者が外出するとその信号が途絶え、外出したことが中央コンピューターに記録される「刑事訴訟法典七二三八条、井上宜裕「第一章 フランスにおける社会内処遇」、刑事立法研究会『被拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(二〇一一)、三五三頁—三五四頁」。つまり、対象者は一日のうち一定の時間のみ監視の下に置かれる。その一方で、移動型電子監視は二四時間ブレスレット型の発信機を手首もしくは足首に装着し、絶えず信号が中央コンピューターに送られる。そこでは、対象者が立入禁止区域に入っていないかどうかを常時監視する「刑事訴訟法典七六三—一二条、井上前掲三五五頁」。常時の監視を可能とする点で、移動型電子監視の方がより、人権侵害の度合いが高い。そのため、固定型電子監視は二年以下の軽罪禁錮刑(累犯の場合には一年以下)、および軽罪拘禁刑における実刑部分が二年以下(累犯の場合には一年以下)の場合を対象としているのに対し「刑法典一三三—二六条、井上前掲三五四頁」、移動型電子監視は七年以上の自由剥奪刑を宣告された者を対象としている「刑法典一三三—二六—一〇条、井上前掲三五六条」。

- (379) 刑事訴訟法典D四五〇条。  
 (380) Le Figaro, 16 mai 2006.  
 (381) 前掲註(31)。  
 (382) SENAT, Rapport d'information, n° 629, p. 58 et s. 高齢受刑者における仮釈放の特例は刑事施設の過剰収容対策の一つとして、側面をも有する。そのため、この措置があまり用いられていない、という事実はフランス刑事政策上の重要な問題とされている。この委員会での議論を経て、利用状況がどのように変わっていくのかについては、今後も注目すべき点であろう。
- (383) *Ibid.*, p. 59.  
 (384) *Ibid.*  
 (385) *Ibid.*  
 (386) OIP, *op. cit.*, (2012), p. 166.  
 (387) *Ibid.*, p. 78.  
 (388) 満期釈放者においても、生活支援を必要とする場合には、釈放準備として SPIP の支援を受けることができる。ここでは、SPIP が対象者のニーズを把握し、それに応じたサービスを提供しうるアソシエーションをコーディネートする。くわえて、SPIP は社会保障および社会扶助に関する手当の受給手続きの支援も行っている「刑事訴訟法典D四七八条」。また、特に重大な性犯罪のケースにおいては、仮釈放が認められにくく、さらに、刑期満了後も司法機関による「監視」がなされうるすなわち、一九九八年六月一七日以降に行われた強姦を伴う故意の生命への攻撃、拷問的行為 *bonne* あるいは残虐行為 *barbarie* を伴う強姦もしくは性的攻撃、未成年者への性的攻撃もしくは誘惑 *corruption* に関して有罪宣告を受けた者に対しては、自由刑とともに社会内司法監督 *suivi socio-judiciaire* が宣告されうる。この措置を言い渡された対象者は刑期満了後、重罪の場合には二〇年間、軽罪の場合には一〇年間刑罰適用裁判官の監督「保護観察付き執行猶予における特別遵守事項と同様の特別遵守事項の遵守、治療命令の遵守、移動型電子監視措置」と支援を受けなくてはならない。なお、この期間は無期刑で処罰される犯罪については三〇年間、三〇年の重罪拘禁刑で処罰される犯罪については三〇年、「重罪」LOC, *op. cit.*, p. 325 et s. 末道康之「フランスの再犯者処遇法について」南山大学ヨーロッパ研究報、一三号(二〇〇七)

「一二頁以下」。

(389) BOULLOC, *loc. cit.*

(390) *Ibid.*, p. 83.

(391) 近時では高齢受刑者の早期釈放制度の利用について、見方が徐々に変わってきているようである。治療を理由とする刑の執行停止について、前フランス司法省行刑局長補佐（医療担当）医師 D. GALARD 氏によれば、この措置は受刑者が塙の外で死を迎えるため、あるいは終末期医療を外部の医療機関で受けるために用いられてきたが、現場ではより積極的な運用をする方向に向かいつつあるとのことである「二〇一四年三月段階」。その一方で、七〇歳以上の高齢受刑者に対する仮釈放について、二〇一三年二月にパリの *secours catholique* という民間機関で高齢受刑者に対する支援を行っている J. CABLI 氏から、未だ件数は少ないが早期釈放を獲得するために用いることができる措置が増えたという点は現場においては重要な意味を持つとの話をきいた。

(392) 前掲註(292)参照。

(393) 前掲註(330)参照。